

会報

平成24年12月 NO.95

■協会概況—平成24年度年央—のご報告	1
■「決算状況表」にみる会員の事業態様	22
■Financial Futuresニュース（19トピックス）	28
■海外金融先物市場の主要金融先物・オプション商品の概要 （2012年11月現在）	33

協会概況―平成24年度年央―のご報告

一般社団法人 金融先物取引業協会
専務理事 後 藤 敬 三

協会活動に対し、平素より多大なご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。ご高承の通り、本協会は本年4月1日に一般社団法人への移行を完了しました。移行に際しての会員各位のご理解、ご協力に改めて感謝申し上げます。

現在、本協会を巡る諸環境は引き続き厳しい状況が続いております。このような中で、移行後においても、会員・投資者の皆様に対するベター・サービスへの志向を基本的姿勢とし、会員のご意見を踏まえつつ、協会運営の一層の合理化・効率化を行い、適正かつ効率的な法人運営を図るための基盤整備に引き続き努めるとともに、環境変化への着実な対応、金融先物取引業に対する信頼の確保増強のため、自主規制業務を適切かつ効率的に展開することとしています。今後とも、ご支援の程をお願い申し上げます。

本年度年央の業務報告を以下のように取りまとめましたので、ご高覧を賜りたく、併せて、事務局職員の尽力の程をお汲み取り頂ければ幸甚に存じます。

I 協会の概況

1. 会員数（平成24年11月末現在） 164社

平成24年度11月末における会員の増減は、入会3社、退会8社で、昨年度末比5社減の164社となりました。内訳は、金融機関58社、証券会社69社、専業等37社です。

2. 法人の組織（別紙1 一般社団法人金融先物取引業協会組織図）

(1) 別紙1の通り、総会、理事会のもとに、業務、

自主規制、規律の三委員会が設けられています。このうち、業務、自主規制委員会の下には、それぞれ部会が設けられています。また、自主規制施策を審議する組織として、業務部会及び自主規制部会の下に、外国為替証拠金取引（FX）部会、同幹事会、通貨オプション取引部会、バイナリーオプションワーキング・グループが設けられています。

(2) 平成24年6月より、従来、業務委員会の所掌とされていた会員処分、外務員処分について所掌する規律委員会が設けられました。同委員会は第三者委員で構成されています。（後掲P6参照）

また、今年度の規律委員会の専門委員として、自主規制部会部会長である三井住友銀行と副部会長である野村證券、セントラル短資FXが委嘱されています。

3. 総会・理事会の開催状況（別紙2 総会・委員会等の開催状況等）

平成24年度11月末における総会、理事会、委員会等の開催・審議内容等は別紙2のとおりです。

II 事業計画実施状況（別紙3 事業計画実施状況）

平成24年度上半期における事業計画の実施状況は別紙3の通りです。

Ⅲ 法人管理の概況

1. 法人の法的性格

- (1) 一般社団法人（平成24年4月1日移行）（別紙4 金融先物取引業協会の系譜）
- (2) 認定金融商品取引業協会（自主規制団体）
- (3) 法人の特徴
 - ①（会員構成）所管金融商品取引を行う登録金融機関、金融商品取引業者が業種業態の別を超えて加入する横断的会員構成となっています。
 - ②（業務）
 - (ア) 金融商品取引法第64条の7により、外務員登録事務の委任を受けています。
 - (イ) 平成19年6月金融商品取引業協会懇談会中間論点整理においては、「自主規制に特化した団体」と記述されています。
 - (ウ) なお、他の自主規制団体に併行加入していない会員についての節電対策等の取りまとめを行いました。
- (4) 法人管理の適正化（別紙5 最近における法人の業務運営適正化等の措置の主なもの）

かねてより各般の施策を講じてきましたが、今年度は法人格移行初年度となることから、一般社団法人としての法令遵守について重点的に取り組んでいます。

2. 事務局の概況

- (1) 機構・人員（別紙1 一般社団法人金融先物取引業協会組織図）
 - ① 職員数（平成24年11月末現在） 22人
平成21年度において、対平成20年度末比11人増員を内容とする2年度間の体制整備計画を立てましたが、平成22年度以降においては、将来の業務内容に必要な適材の確保に努めることとし、計画を延伸しつつ逐年の整備を図っています。
 - ② 職員研修
公認内部監査人の研修を調査部職員1名が開始

しました。

(2) 平成24年度機構改正

① 事務局長代行の設置

平成24年4月1日に、事務局の組織及び事務分掌等規程を改正し（平成24年3月14日理事会決定）、事務局長代行を設置し、平成24年4月1日付で次の通り発令しました。

(ア) 総括及び法人管理担当事務局長代行：総務部長

(イ) 自主規制事業実施担当事務局長代行：監査部長

② 自主規制施策についての企画総括（特命）の発令

本協会の担当する各金融商品の市場実態等を把握し、適確な自主規制事業の実施を図るため、独立の企画担当組織が置かれていない点を踏まえ、各部の担当者が行う企画業務を総括する自主規制施策についての企画総括を、市場調査等を担当する調査部長に特命事項として発令しました。

(3) その他特記事項

①（常設）調整連絡会議、企画会議

(ア) 調整連絡会議

平成23年3月の東日本大震災発災に際して、専務理事、事務局長、部長、BCP担当者、システムセキュリティ担当者をメンバーとする災害対策会議を設置しました。同年4月からは、予断を許さない状況の下で、適時的確な業務運営を行う見地から調整連絡会議として、原則として週2回の会議を開催しています。

(イ) 企画会議

自主規制施策企画についての事務局内の検討を行うため企画会議を設けています。

②（臨時）災害対策会議

3. 財務の概況

(1) 収支予算の概況

- ① 平成24年度収支予算の概要（収支計算書ベース）は次の通りです。

一般社団法人移行後においては、公益法人会計基準（平成20年4月11日内閣府公益認定等委員会）の定めに従い、法人の公益目的事業に係る収支及び法人管理事業に係る収支とに区分し、前者については実施事業等会計に、後者については法人会計に計上されます。

本協会における区分は、金融商品取引法第78条に基づく業務である自主規制事業については、実施事業等会計（平成24年度当初予算における収入400百万円、支出400百万（うち予備費支出40百万円））として経理され、法人管理については法人会計（平成24年度当初予算における収入257百万円、支出257百万円（うち内部留保積立211百万円））で経理しています。

また、公益目的支出計画に従い、自主規制事業については公益目的財産を取崩し財源に充当しています。

- ② 本協会の収入構造においては、事業収入は受験料収入、刊行物頒布等収入、外務員登録手数料収入等に限定されている一方、特定資産運用収入の減少が生じ、公益目的支出計画終了後、収支均衡を図ることが重要な課題となっています。このような状況下、各般にわたる経費効率化努力を続けています。

- ③ 会費（平成24年度予算額234百万円）の概要は以下の通りです。

(ア) 定額会費（平成24年度予算額98百万円）・・・平成21年度より年額55万円としています。

(イ) 比例会費（平成24年度予算額136百万円）・・・平成21年度より、従来の過年度比例会費制度に代えて当初予算比例会費制度によることとしています。

なお、移行年度の平成21年度に徴収予定の

平成20年度分の過年度比例会費は、不徴収とされました。

また、平成21年度以降の決算収入超過額・・・後年度比例会費所要額より控除することとしています。

- ④ 平成22年度より事業計画・予算の年度開始前編成を行っています。

- ⑤ 平成23年度より会計事務機械化を行っています。

(2) 法人格移行に伴う財務面の特記事項

- ① 一般社団法人としての公益目的支出計画

(ア) 公益目的資金（平成24年度当初）

1,004,015千円

(イ) 平成24年度公益目的支出の見込額

362,816千円

(ウ) 平成24年度実施事業収入の見込額

35,000千円

(エ) 公益目的支出計画年数 4年

(注) (ア / (イ - ウ)) = 3.062年 ÷ 4年

- ② 預託金計上方式の変更

平成元年8月理事会決定に基づいて行っていた正味財産計上方式から負債計上に改正しました。

- ③ 積立資金規程及び資産管理運用規程を制定する等、経理面の制度整備を行いました。

4. 金融商品取引法第64条の7に基づく外務員の登録に関する委任事務

金融商品取引法第64条の7に基づく外務員の登録に関する委任事務については平成21年度以降、事務処理状況等を内容とする委任事務処理状況の報告を作成しています。

- (1) 登録外務員数（平成24年11月末現在）

登録中の外務員数 120,787人（うち外国為替証拠金取扱外務員数 4,181人）

- (2) 登録処理件数等（平成24年度11月末）9,577件（うち、新規登録 8,222件）

(3) 外務員資格試験

平成21年4月より随時受験可能なオンライン試験を実施しており、平成24年度11月末では761人が受験しました。(うち更新試験 310人)

5. ITの活用

(1) 一般投資家向けウェブサイト・・・金融先物取引業協会ホームページ

一般投資家の関心が高いFX取引についての規制の解説や英文ページの増加等、内容の充実に努めています。

アクセス数(平成24年度11月末)

- ① トップページ 234千件
- ② 店頭FX月次統計 32千件
- ③ FXに関する規制 39千件

(2) 会員と事務局間の双方向連絡・・・Kinsaki-net

- ① 平成22年3月より会員と協会事務局の間の連絡、文書交換等のため、電子証明書認証及びSSL通信による双方向ネットワークKinsaki-netを構築しています。平成23年度においては、統計業務の効率化等の観点から更改を行いました。

(ア) 加入会員数 155社／全164社(平成24年度11月末)

(イ) 報告書システムへの登録件数 29,888件(平成24年度11月末)

(3) 刊行物の電子化及びオンデマンド出版化

平成21年度に実施した刊行物のあり方についての会員アンケート調査結果を踏まえつつ、電子化を中心とした効率化・高度化施策を講じています。

- ① 会報・・・平成22年9月電子化(Kinsaki-net掲載)。紙媒体の刊行取りやめ。
- ② 金融先物取引関係法規集・・・平成22年2月より法規集データベース供用開始。紙媒体も刊行。
- ③ 金融先物取引マニュアル・・・平成23年度電子化(Kinsaki-net掲載)。紙媒体はオンデマンド出版化。
- ④ 金融先物取引の知識・・・平成24年度電子化

(Kinsaki-net掲載)。紙媒体も刊行。

- ⑤ 金融先物取引業務研修テキスト・・・平成23年10月試験問題集の電子化(Kinsaki-net掲載)。紙媒体は刊行見合わせ

(4) 事務局ネットワーク

平成24年3月よりThin Client化を行いました。

6. 今後の課題

- (1) 公益目的支出計画の着実な実行と長期的な見通しに立った収支の均衡
- (2) 内部管理体制の整備の推進
- (3) BCP体制の整備
- (4) 認定個人情報保護団体の認定取得(平成25年度本申請)
- (5) その他

7. 資産運用状況報告

平成23年度末に売却した超長期国債の再運用は、平成24年4月1日に制定した「資産管理運用規程」第3条に基づき、元本回収の確実性を確保し、有利運用に努め、預り預託金の返還を考慮し、流動性を確保した上で、国債を中心に運用しています。

Ⅳ 自主規制事業の概況

1. 担当する金融商品の概況(別紙6 所管金融商品取引状況)

市場デリバティブ商品の会員による取扱状況は、逡減傾向にあった金利系商品が前年度後半よりやや増加に転じ、平成24年度第1四半期でもわずかな増加であるがその傾向が続きました。一方、通貨系の商品では外国為替市場のボラティリティーの低下などの影響からか市場デリバティブ取引、店頭デリバティブ取引で、外国為替証拠金取引、通貨オプション取引とも取扱高は前期比二桁の減少率となりました。また、昨年度より取扱高が急伸している個人向けを中心としたバイナリーオプション取引は、本年

度も着実に取扱高を増やし、前期比26%の伸びをみせました。

2. 自主規制事業の概況

(1) 監査

① 監査体制（実地監査・モニタリング担当）

会員会社に臨場する実地監査とオフサイトのモニタリングを行っています。

平成19年度	同20年度	同21年度	同22年度	同23年度	同24年度（計画）
20件	25件	26件	24件	20件	20件 (11月末実績14件)

③ モニタリング項目

(ア) 未接触会員に対する特別調査（平成24年度11月末実施件数 5件（平成24年度11月末実地監査実績14件の外数））

FX取扱会員のうち、実地監査未実施の12社につき、業務の適切性を効率的にチェックすることを目的にリスクの高い分野について項目を絞った実地での調査を開始しています。

(イ) モニタリングから実地監査（特別監査）に移行（平成24年度11月末実施件数 1件（平成24年度11月末実地監査実績14件の内数））

FINMACによるあっせん件数の動向及びその事例内容から、通貨オプション取引に係る特別監査に移行しました。

(ウ) 店頭FX取引についてのアフィリエイト広告におけるランディングページの一斉調査（32社に対して指導を実施）

アフィリエイト広告利用に関するガイドライン（平成24年3月30日制定）に基づいてランディングページへの遷移が適正に行われているかの調査を実施しました。

(エ) アフィリエイト広告に関するアンケート調査（対象83社）

FX取扱会員及び個人向通貨オプション取扱会員（除銀行）を対象としてアフィリエイト

② 実地監査

監査実施件数・・・平成24年度11月末実績14件

取引所参加者に対する実地監査にあたっては、会員負担への配慮から、取引所との合同検査を原則としています。平成24年度11月末における取引所参加者に対する実地監査（10件）のうち合同検査による割合は100%でした。

ト広告に関するアンケート調査を実施しました。

④ 概況調査

入会した会員に対し概況調査を行っています。
平成24年度11月末実施件数 2件

(2) 個別商品取引関係

① 外国為替証拠金取引関係（上場、店頭）

(ア) 取引の概況

(a) 取引高（平成24年度上半期）

取引所	受託取引枚数	30,459千枚
店頭		762,614,549百万円

(b) 預託金残高（平成24年9月末）

取引所	213,544百万円
店頭	883,822百万円

(c) 口座数（平成24年9月末）

設定口座	取引所	587,596
	店頭	4,266,980
実績口座	取引所	37,834
	店頭	590,516

(イ) 関連統計等の充実

(a) 店頭取引についての協会月次統計（平成20年11月以降）

平成23年12月よりトムソン・ロイター社による配信が開始されました。

(b) インターバンク市場との関係（東京外国為替市場委員会との共同調査）

- * () 内は平成23年度4月実績
- (i) 1営業日当たり取引高（調査対象月：平成24年4月）
- ・店頭FX 754億ドル（1,032億ドル）
 - ・インターバンク 1,000億ドル（1,062億ドル）
- (ii) インターバンク対顧取引高に占める店頭FXの比率 92%（59%）
- * インターバンク対顧取引に含まれていた一部金融機関の取引高を本年調査から分類変更
- (c) 資金循環統計（日本銀行）での取扱
外国為替証拠金取引の預託金及び建玉の評価損益が、資金循環統計「家計部門の資産・負債」残高の内訳項目として採用されました。（平成22年3月23日遡及改定）
- (ウ) 自主規制施策
- (a) 施策審議の機構：FX部会、FX幹事会
- (b) 施策（別紙7 FX取引に関するこれまでの主な施策）
現在ではFX取引信頼性向上についての各般の検討が行われています。
- (エ) 学術連携事業
- (a) 目的
本協会所管の金融商品の先端性、複雑性、専門性等に顧み、高度かつ公正な外部の見識を導入することで、自主規制業務の円滑、適正な進展を図り、透明性を高め、投資者の信頼に支持された金融先物取引の発展に資することを目的に学術連携事業を行っており、成果は各商品別部会に還元することとしています。
- (b) 内容
- (i) 外国為替証拠金取引の法的構成（外国為替証拠金取引における取引当事者の行為の法律的な整理）
- (ii) 強制ロスカット取引制度の個人の投

資スタイルへの影響、ベンチマークレート（ロイターレート、EBS）の配信レートの比較検証

(オ) その他

(a) FX取扱会員への実地監査一巡（平成24年6月監視委員会業務報告会報告事項）

(b) 個人取引に係る損益調査（平成22年度より）

② バイナリーオプションワーキング・グループの組成

7. 規律委員会

(1) 設置に伴う処分手続きの変更

① 会員処分（従来：業務部会→業務委員会→理事会、変更後：規律委員会→理事会）

② 外務員処分（従来：業務部会→業務委員会、変更後：規律委員会→理事会）

(2) 開催実績等

① 第一回（平成24年7月20日招集開催：審議項目（i）申し合わせ事項、（ii）会員処分、（iii）外務員処分）

② 第二回（平成24年10月2日書面開催：審議項目（i）外務員処分）

8. 苦情相談、あっせん

苦情の解決及び紛争のあっせんの業務については、平成22年2月以降、特定非営利活動法人「証券・金融商品あっせん相談センター」（「FINMAC」）への業務委託を開始し、その後、平成23年4月1日より、同法人が指定紛争解決機関となったことに伴い、あっせんについては、同センターの独自業務となりました。

他方、苦情・相談、第2種金融商品取引業務及び登録金融機関業務は、引き続き本協会からの業務委託を行っています。

平成24年度10月末における苦情相談、あっせんの状況は別紙8 あっせん・苦情・相談処理状況の通

りです。

9. 会員のためのセミナー開催

(1) 平成24年10月29日 参加19社

業務委員会委員及び自主規制委員会委員と当局との意見交換会を開催しました。(金融庁総務企画局及び監督局並びに証券取引等監視委員会事務局)

(2) FATCAセミナー 11月21日 参加74社

本協会研修事業の一環として、「米国FATCA(外国口座税務コンプライアンス法)」についてセミナーを開催しました。

(3) 大阪セミナー 11月26日 参加 12社

本協会研修事業の一環として、近畿財務局より講師をお招きして講演いただくほか、本協会より留意事項などのご連絡をいたしました。

(4) 今後、東京セミナー(平成25年2月予定)の開催を予定しています。

関する会員アンケートを実施しました。

4. 協会史

金融先物取引業の適正円滑運営を確保することにより、投資家保護と金融先物取引業の健全な発展に資することを目的に、平成元年8月、金融先物取引業者によって設立されてから20年余りにわたる本協会史作成に当たる資料の収集を進めています。

5. 他の金融商品取引業協会等との協調等

平成19年金融商品取引業協会懇談会中間論点整理に示されたところ等に従い、金融商品取引業協会5団体や外国関係機関・団体等との連携協力の充実に努めています。(別紙9 他の金融商品取引業協会等との協調等)

V その他特記事項

1. 定款変更

- (1) 一般社団法人移行に伴う一部変更・・・平成24年3月28日付臨時総会決定、平成24年4月1日施行
- (2) 「金融商品仲介業者に関する規則」制定等に伴う一部変更・・・定義規定の整備(第2条の2)、資料提出等(第14条)、監査(第14条の2)等に関する規定の一部変更を平成24年12月12日付臨時総会決定、平成25年1月1日施行

2. 「金融商品仲介業者に関する規則」関係

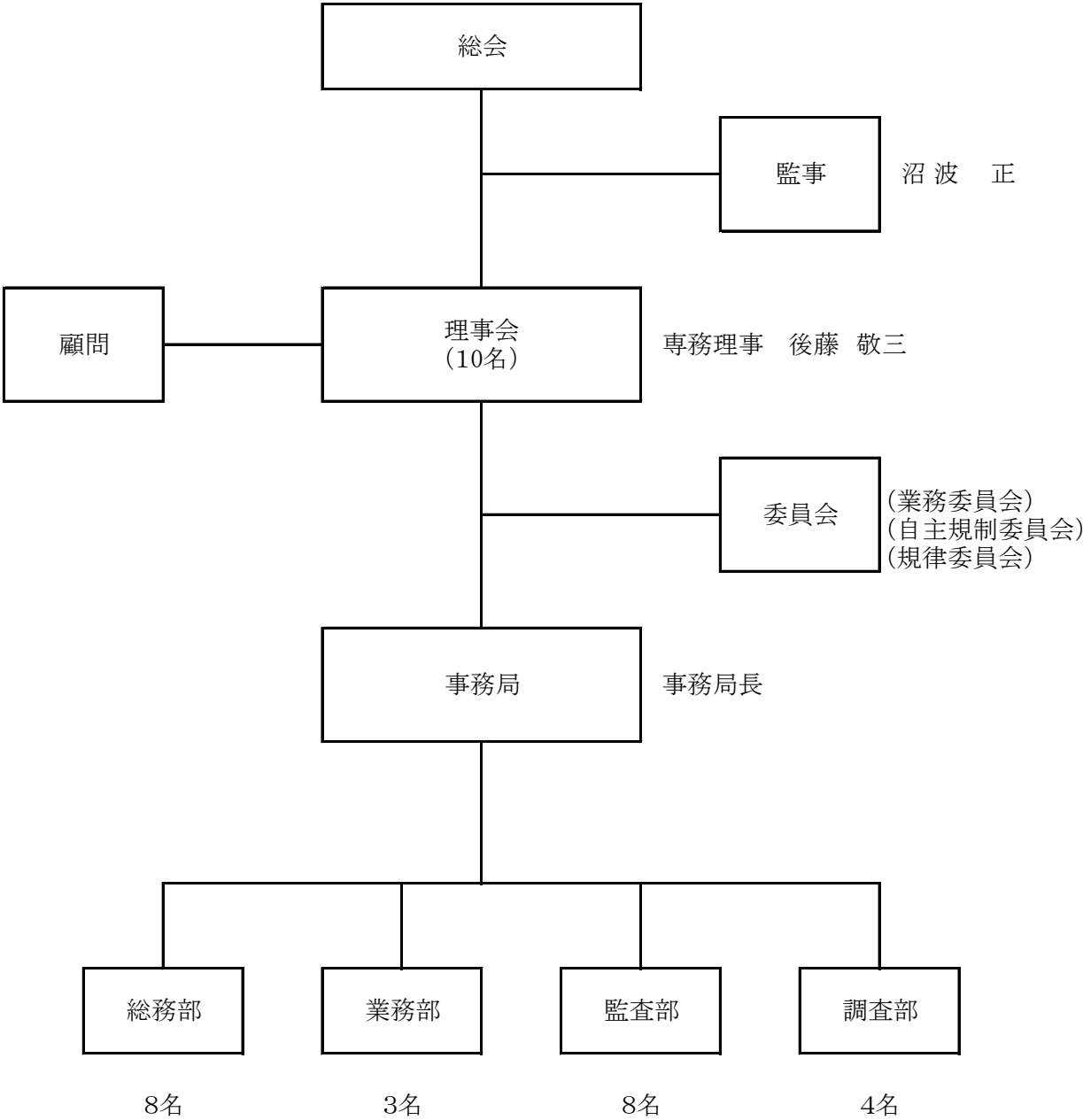
平成25年1月1日施行予定で現在作業を進めています。

3. 自主規制施策の見直し

自主規制施策について、適時適切な見直しを行う見地から、平成24年10月に自主規制施策の見直しに

別紙1 一般社団法人金融先物取引業協会組織図

平成24年10月1日



【常勤役員 1名、職員22名】

別紙2 総会・委員会等の開催状況等

1. 総会

○ 通常総会

(平成 24 年 6 月 12 日 於：KKR ホテル東京)

第 1 号議案 平成 23 年度事業報告及び決算について

第 2 号議案 役員の選任について

第 3 号議案 通常総会議事録署名人の選任について

○ 臨時総会

(平成 24 年 12 月 12 日 於：本協会会議室)

第 1 号議案 定款の一部変更の件

第 2 号議案 臨時総会議事録署名人 2 名選任の件

2. 理事会

第 1 回理事会 (平成 24 年 4 月 26 日・書面)

1 会員の入会について

2 会員の金融商品取引業の合併等に伴う預託金の返還について

第 2 回理事会 (平成 24 年 5 月 16 日・KKR ホテル東京)

1 平成 23 年度理事会開催状況

2 第 23 回通常総会の招集について

3 第 23 回通常総会会議の目的事項決定について

4 第 23 回通常総会における書面による議決権行使に関する事項

5 平成 23 年度事業報告及び決算について (通常総会付議案件)

6 役員の選任について (通常総会付議案件)

7 通常総会議事録署名人の選任について (通常総会付議案件)

8 第 23 回通常総会参考書類に記載すべき事項

第 3 回理事会 (平成 24 年 5 月 29 日・書面)

1 会員の金融商品取引業の譲渡等に伴う預託金の返還について

第 4 回理事会 (平成 24 年 6 月 12 日・書面)

1 会長、副会長及び専務理事の選定 (代表理事の選定) について

2 業務委員会、自主規制委員会、規律委員会の委員長、副委員長及び委員の委嘱について

第 5 回理事会 (平成 24 年 8 月 30 日・書面)

1 会員の入会について

2 会員の金融商品取引業の廃止に伴う預託金の返還について

3 特別参加者の入会について

4 会員の処分について

5 外務員の処分について

第 6 回理事会 (平成 24 年 10 月 30 日・書面)

1 会員の入会の件について

2 外務員の処分の件について

第 7 回理事会 (平成 24 年 11 月 13 日・開催)

1 代表理事の職務執行状況の報告について

2 平成 24 年度資産運用状況の報告について

第8回理事会（平成24年11月22日・書面）

- 1 臨時総会招集決定の件
- 2 定款の一部変更の件（平成24年12月12日開催臨時総会付議案件）
- 3 臨時総会議事録署名人2名選任の件（平成24年12月12日開催臨時総会付議案件）
- 4 臨時総会の議決権行使に関する事項の件
- 5 協会規則の一部改正の件
- 6 「金融商品仲介業者に関する規則」の制定等の件
- 7 会員の金融商品取引業の一部廃止に伴う預託金の返還の件
- 8 特別参加者の入会の件
- 9 役員選任に係る透明性の確保の件

3. 委員会及び部会の開催状況

○ 業務委員会

第1回業務委員会（平成24年5月28日・書面）

- 1 外務員の処分について

○ 自主規制委員会

第1回自主規制委員会（平成24年11月2日・書面）

- 1 金融商品取引仲介業者に関する規則の制定等について

○ 業務部会

第1回業務部会（平成24年5月8日・協会）

・審議事項

- 1 活動状況
- 2 外務員の処分について
- 3 平成23年度事業報告及び決算について
- 4 役員の選任について
- 5 通常総会議事録署名人の選任について

・報告事項

- 6 法人格移行登記の完了について
- 7 役員選任に係る透明性確保充実について

第2回業務部会（平成24年8月2日・協会）

・審議事項

- 1 活動状況
- 2 バイナリーオプションWGの設置について

・その他

- 1 規律委員会の結果報告について
- 2 仲介業の進捗状況
- 3 役員選任の透明性について
- 4 入退会について

第3回業務部会（平成24年10月4日・協会）

・審議事項

- 1 定款の一部変更について

・その他

- 1 金融商品取引仲介業者に関する規則の制定等について
- 2 協会規則の一部改正について
- 3 外務員の処分について

○ 自主規制部会

第1回自主規制部会（平成24年7月26日・書面）

・審議事項

- 1 個人投資家向けバイナリー・オプション・ワーキンググループ（BOWG）設置について

第2回自主規制部会（平成24年10月4日・協会）

・審議事項

- 1 活動状況
 - 2 金融商品取引仲介業者に関する規則の制定等について
 - 3 協会規則の一部改正について
- ・その他
- 1 定款の一部変更について
 - 2 自主規制規則の見直し等について

○ 規律委員会（平成24年6月12日設置）

第1回規律委員会（平成24年7月20日・協会）

- 1 申し合わせ事項
- 2 会員処分
- 3 外務員処分

第2回規律委員会（平成24年10月2日・書面）

- 1 外務員処分

別紙 3 事業計画実施状況

平成24年度事業計画の概要

内 容		平 成 2 4 年 度 事 業 計 画		上 期 進 捗 状 況 等	
(◎:21年度新規事業の継続、◆:22年度新規事業の継続、新規:24年度新規事業)		平成24年度事業計画		上 期 進 捗 状 況 等	
1.	金融先物取引業務の適正化 会員の金融先物取引業務に關し、関係法令の遵守、業務内容の適正化その他投資者の保護を図るために必要な自主規制規則の制定、業務指導、内部管理責任者資格試験等の実施	1.1	会員の金融先物取引業務に關する日常の指導・相談その他継続事業の実施	1.1	日常の電話等及び監査業務における指導・相談の実施
		1.2	自主規制規則の制定・改廃の実施		「金融商品仲介業者に関する規則」の制定等の準備作業中
			新規		下期実施予定
2.	金融先物取引市場の調査、研究 内外金融先物市場に關する調査、研究及び統計資料の作成(主要市場出来高状況、上場商品、規制ルール、海外取引所の動向等)	2.1	内部管理責任者資格試験制度の円滑・適切な実施	2.1	試験制度の定期的な見直し及び委託による円滑な実施
		2.2	新しい規制環境に対応するための市場分析調査(監査部モニタリングチームと調査部の連携強化)の実施	2.2	一般投資家向け・定型のバイナリーオプションに関するワーキンググループの設置に伴い海外市場のバイナリーオプション概況を調査
		2.3	外部学術機関との連携(法学的なアプローチ、市場分析手法の高度化)の推進		市場分析調査の基礎となる外部ベンダー配信価格内容(ロイター、Bloomberg、EBS)を共同調査 バイナリーオプション取扱い会員に対する取引の実態調査実施
		2.4	統計項目の再整備 (統計項目間の関連を見直し、統合的な情報の提供を可能とする)		スリッページに關する学術研究、ロスカットに關する個人の取引状況分析を外部研究機関と実施
		2.5	金融・資本市場関係の統計整備 (金融・資本市場統計整備連絡協議会参加)		四半期出来高状況表に「外国為替証拠金取引法人による取引等」、「外国為替証拠金取引通貨ペア別取引金額推移」を追加公表
		2.6	店頭FX取引月次速報等の一層の充実		金融・資本市場統計整備懇話会で決定された統計の標準化基準に沿って、対象統計の英文版の作成
3.	法令規則等の遵守状況の監査 定款第4条第1項第2号	3.1	実地監査を行う計画監査担当、モニタリング担当の組織整備の成果を踏まえた規制環境変化、会員負担の合理化等の見地に立った金融先物取引業務に關する会員実地監査の円滑・適切な実施		新システム変更後に対応予定
			(1)モニタリングの充実と必要に応じたオンサイト対応		
			(2)効率的な単独監査の実施		
			(3)合同監査(金融取・大証)		特別調査(未接触会員2社)、特別監査(1社)実施
			(4)効率的なモニタリングに対する既況調査の円滑・適切な実施		単独監査(3社)実施
		3.2	新規加入会員に対する既況調査の円滑・適切な実施		金融取との合同監査(5社)、大証との合同監査(1社)実施
4.	苦情・紛争の処理 会員の金融先物取引業務に關する投資者等からの苦情の解決及び紛争の解決のあっせん	4.1	証券・金融商品あつせん相談センターへの業務委託の円滑な実施と連携		基本価格データ分析のシステム化
		4.2	金融ADR制度への継続参加		概況調査(2社)実施
			金融ADR制度への継続参加		苦情・あつせん処理状況報告を毎月受理、苦情案件に係る連携
			金融ADR制度への継続参加		定款第4条第1項第6号に基づき「証券・金融商品あつせん相談センター」へ業務委託
5.	外務員の登録事務	4.3	認定個人情報保護団体の認定取得申請		
		5.1	外務員登録事務の円滑・適正な実施		認定取得申請の準備作業中
		5.2	外務員資格試験の円滑・適切な実施		外務員登録事務の手順フローの見直し、チェック機能の強化による円滑な実施
		5.3	外務員更新研修の円滑・適切な実施		試験制度の定期的な見直し及び委託による円滑な実施
6.	広報、刊行物の発行 金融先物取引に關する知識の啓蒙、普及に資するための広報、刊行物の発行	6.1	刊行物発行事業の円滑・適正な実施 (電子化等の実施に伴う刊行物体系の見直し)		試験制度の定期的な見直し及び委託による円滑な実施
		6.2	Kinsaki-netを通じての会員向け情報発信の充実と、一般向けWEBサイトを通じた個人投資家への金融デリバティブ取引の啓蒙		金融先物取引の知識(平成24年版)刊行(6月30日会員へ発送)作成
		6.3	協会史編集		Kinsaki-netお知らせ・セトピックスへの海外ニュース等(会報(号外)の掲載(14回))
7.	金融先物取引業務の改善合理化 会員の金融先物取引業務の改善合理化、その他金融先物取引業務の健全な発展に資するための企画立案の実施	7.1	規制環境の変化に対応した制度の円滑な移行及び投資者信頼の一層の強化を図るための効率的自主規制の実施 (モニタリング・システム構築等の実施体制整備等)		協会史編集のための資料収集
			(1)金融商品別(FX部会・幹事会等)施策の充実		基本価格データ分析のシステム化
			(2)チェックポイント方式等によるモニタリングの実施体制の整備		バイナリーオプションに關するワーキンググループの設置
			(3)その他環境の変化に対応する金融先物取引業務の改善合理化 (反社会的勢力対応その他)		下期実施予定
7.2	定款第4条第1項第9号	◎	会員の事務負担合理化等の見地からのQ&A事業の推進と拡充 (広告等に関するQ&A、既存Q&Aの改正)		災害発生時の連絡訓練(東海地区会員及び東海財務局合同)の実施
8.	教育、研修 会員の役職員等に対する教育、研修の実施	8.1	規制環境の変化等に対応した事業の適切な実施 (1)会員専用WEBサイト(Kinsaki-net)の充実等による規制環境の変化等に対応した事業の適切な実施		「FX取引の広告塔に關するQ&A事例集」の改定作業中(スプレッド関係)
			(2)ITを活用した教育、研修の検討		東京・大阪(11月26日)における会員セミナーを準備中
					出来高等報告専用画面の新設
					上期実績なし

平成24年度事業計画の概要

平成24年度事業計画		内 容	上期進捗状況等
9. 平成24年度事業計画 9. 会員相互間及び関係諸団体との意思疎通、連絡調整の推進 定款第4条第1項第11号、第12号 10. 法令に基づく主務大臣等への協力	9.1	◎:21年度新規事業の継続、◆:22年度新規事業の継続、□:23年度新規事業の継続、新規:24年度新規事業	意見交換会(10月29日開催)
	9.2	◎ 会員と行政庁との意見交換・連絡調整等の推進	毎月開催の連絡会議に出席
	9.3	◎ 金融商品取引業協会、NFA等関係自主規制機関との意見交換・連絡調整の推進等	
	9.3	□ 第二種金融商品取引業協会への協力	各種検討会合にオブザーバー参加
11. 内外諸情勢の変化に即応した効率的な協会業務の推進	10.1	事業の適切な実施	各種報告の提出
	11.1	新規 一般社団法人としての着実な業務運営の実施	公益目的財産額の確定(6月12日)、代表者変更(7月2日)の電子申請完了
	11.2	協会事務局体制の効率的整備	事務局の組織及び事務分掌等規程に基づき事務局長代行を指名
	11.3	協会事務の合理化・適正化の推進	
定款第4条第1項第14号	11.4	(1)経理事務の合理化(機械化会計及び送金事務の電子化)の実施	平成20年度基準適用、実施事業等会計(自主規制事業)と法人会計に区分経理の実施
		(2)協会セキュリティ・マネジメント体制の整備等	情報端末機器等の外部持ち出しに関するマニュアルの改訂
	11.5	新規 規律委員会(仮称)の設置及び適切な運営	規律委員会の設置(6月12日)、第1回会合(7月20日、申し合わせ事項、会員処分、外務員処分)、第2回会合(10月2日、外務員処分)
		新規 処分手続きの見直し等に伴う事務体制の整備	既存体制による対応
定款第4条第1項第14号	11.6	金融商品仲介業に関する規則(仮称)の制定に伴う業務の適切な実施	25年1月施行に向けて作業中
	11.6	協会役職員に対する教育、研修(監視委員会主催研修への参加、監査法人主催研修参加、職員資格取得支援等)の実施	内部監査人(CIA)資格取得講座受講 調査部職員1名、監査部職員3名(受講中) 公認情報システム監査人(CISA)資格講座受講 監査部職員3名(受講中) CFTCシンポジウム(役員参加)

別紙 4 金融先物取引業協会の系譜

1. 平成元年 8 月（社団法人、金融先物取引業協会）

民法第 34 条に基づく社団法人として、大蔵大臣より設立認可（平成元年 8 月 4 日）を受け設立されました。同時に、金融先物取引法（昭和 63 年法律第 77 号）第 104 条に基づく金融先物取引業協会として認可されました。

2. 平成 19 年 9 月（認定金融商品取引業協会）

証券取引法等の一部を改正する法律（平成 18 年 6 月 14 日法律第 65 号）に伴い、同法の施行の際現に存する金融先物取引業協会は、同法施行日（平成 19 年 9 月 30 日）において金融商品取引法第 78 条第 1 項に規定する認定を受けた認定金融商品取引業協会とみなされました。（「証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成 18 年 6 月 14 日法律第 66 号）第 89 条）

金融商品取引法第 79 条の 3 に規定により業務規程（平成 20 年 2 月 27 日理事会決定。平成 20 年 3 月 31 日施行）の認可を受けました（平成 20 年 3 月 31 日付）。

3. 平成 20 年 12 月（特例民法法人）

平成 18 年 6 月 2 日法律第 50 号「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第 40 条により特例民法法人に移行しました。

4. 平成 24 年 4 月（一般社団法人）

平成 24 年 4 月 1 日に「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第 45 条に基づく認可を受け、特例民法法人から一般社団法人へ移行しました。

なお、今回の特例民法法人から一般社団法人への移行によっても法人の同一性は継続しています。

業務規程については、一般社団法人への法人格移行を反映した一部変更（平成 24 年 3 月 14 日理事会決定。同年 4 月 1 日施行）について、平成 24 年 3 月 30 日付で金融商品取引法第 79 条の 3 の規定に基づき認可を受けました。

別紙 5 最近における法人の業務運営適正化等の措置の主なもの

1. 法人運営の基本的な機関である業務部会等の定例開催（平成22年度より）
2. 事業計画・収支予算の年度開始前編成（平成22年度計画等より）
3. 役員報酬の分離計上（平成20年度決算より）
4. 外務員登録事務（受任事務）処理報告の作成（平成21年度決算より）
5. 経理基盤整備（会計機械化平成23年度試行開始）
6. 会員と法人事務局間の双方向情報共有基盤整備（Kinsaki-net平成21年度供用開始）
7. 常勤役員業務報告（年央報告、年末財務事情（会費所要額水準見通し）ほか2件（平成21年度より作成試行）
8. 職員パソコン環境の管理態勢強化及び情報漏洩リスク軽減を目的の一つとするThin Client環境を導入（平成24年3月より）

別紙6 所管金融商品取引状況

取引所名	四半期出来高集約(平成24年度第4四 分)(単位:株)	主たる金融商品名	平成23年度末業績	取得株式数	証券金出則 個人	信託保全 法人	ロスカット規則 個人	自動決済の停止 個人	注意喚起文書 個人・法人	自主規制事業
金 貨 系 東京金融取引所(TFX)		ユーロIBOR6か月金利 ユーロPLUBOR6ヶ月 ユーロ円金利スワプション	平均60万株 ユーロIBOR6か月金利 ユーロPLUBOR6ヶ月 ユーロ円金利スワプション	31社 銀行13社 証券18社	—	—	—	符合117条第1項 第9号	・合同監査の実施 (定款第14条(2)) ・出来高状況報告 (定款の施行に関する規則第3条) ・資料の提出等 (定款第14条) ・「ミナ」を通じた投票 (定款第4条第1項第10号)	
通貨 系 東京金融取引所(TFX) 大阪証券取引所(OSE)		取引所外購入特許証換金取引 くすり366 大正DX	取引所外購入特許証換金取引 くすり366 大正DX	32社 (内紹介2社) 証券会社 証券会社 証券会社 FX専業4社	通商開通 デリバティブ (前掲123 条第1項 第27号) — 通商開通 クレジット (前掲143 条第3項) 通商開通 デリバティブ (前掲143 条第3項)	通商開通 クレジット (前掲143 条第3項)	通商開通 デリバティブ (前掲143 条第3項) 通信回線 データ移行 (前掲143 条第3項) 取引 記録管理 (前掲143 条第3項) その他 (前掲143 条第3項) その他の 事項(別添 第27号)	符合117条第1項 第27号	符合117条第1項 第9号	・合同監査の実施 (定款第14条(2)) ・出来高状況報告(定款の施行に関する規則第3条) ・資料の提出等 (定款第14条) ・「ミナ」を通じて委員会設置 (定款第4条第1項第10号)
金利 系 CME CBOT NYSE LIFE SYDNEY FUTURES EX		CME CBOT NYSE LIFE SYDNEY FUTURES EX	ユーロドル相場(3ヵ月) LIBOR(1ヵ月) ユーロPLBOR(3ヵ月) EURIBOR(3ヵ月) 英ポンド金利(3ヵ月) 豪ドル金利スワプション ユーロ円金利スワプション(3ヵ月) ユーロドルスワプション(3ヵ月) フット・アンド・繊維(2年) ソフト・ブロード(30日) BA手形(90日) etc	55社 銀行17社 証券18社	—	—	—	符合117条第1項 第9号	・監査の実施 (定款第14条(2)) ・業務の報告(出来高状況報告) (定款の施行に関する規則第3条) ・資料の提出等 (定款第14条)	
増資 系 CME		CME	ユーロ通貨 日本円通貨 米ドル通貨 スイスフラン通貨 オーストラリア通貨 ニュージーランド通貨 NZドル通貨 メキシコペソ通貨 日本国債オプション	通貨系取引は「通貨系OM」と同様	—	—	—	符合117条第1項 第9号	・合同監査の実施 (定款第14条(2)) ・出来高状況報告(定款の施行に関する規則第3条) ・資料の提出等 (定款第14条)	
その他取引所 シンガポール証券取引所 ハワイ国際金融取引所 フィリデルシア証券取引所 香港証券取引所 韓国証券取引所等		その他取引所	シンガポール証券取引所 ハワイ国際金融取引所 フィリデルシア証券取引所 香港証券取引所 韓国証券取引所等	通貨系取引は「通貨系OM」と同様	—	—	—	符合117条第1項 第9号	・合同監査の実施 (定款第14条(2)) ・出来高状況報告(定款の施行に関する規則第3条) ・資料の提出等 (定款第14条)	

別紙7 F X取引に関するこれまでの主な施策

< (1) 時期 (2) 規則、通知文書等 (3) 主な内容等 >

1. 店頭F X取引月次統計の開始

- (1) 平成 21 年 1 月開始（平成 20 年 11 月から平成 20 年 12 月までは試行期間）
- (2) 通知文書【金先協平 20 第 277 号 E】（平成 20 年 12 月 12 日）
- (3) 店頭F Xの月次取引高について協力会員からの報告を集計、一般サイトにて公表

2. 顧客区分管理信託状況についての検証

- (1) 平成 22 年 1 月 29 日より
- (2) 外国為替証拠金取引に係る顧客資産の区分管理に関するガイドライン
- (3) 「第 4 条 会員は、毎年 1 回以上定期的に、顧客区分管理信託の状況について、外部監査又は独立した部署による内部監査を受けること等により、適切に管理がなされているかを検証し、その結果について、速やかに、取締役会等に報告を行うこととする。」

3. B C P体制の整備

- (1) 平成 22 年 8 月 25 日
- (2) 会員の緊急時事業継続体制の整備等に関する規則（平成 22 年 8 月 25 日理事会成立）
会員の緊急時事業継続体制の整備に関するガイドライン（同日制定）
- (3) 緊急時における会員の事業継続体制の整備

4. F X取引におけるロスカット未収金報告制度の開始

- (1) 平成 21 年 9 月 16 日発生分より
- (2) 通知文書【金先協平 21 第 180 号 E】（平成 21 年 9 月 16 日）
- (3) ロスカット取引に起因する未収金額について報告を受け、集計の上、一般サイトにて公表

5. F X取引におけるロスカット月次状況報告制度

- (1) 平成 22 年 6 月分より平成 23 年 9 月分まで
- (2) 通知文書【金先協平 22 第 154 号 E】（平成 22 年 7 月 1 日）
- (3) 月間のロスカット件数について報告を受け集計

6. ロスカット取引の適切な運用

- (1) 平成 21 年 12 月 11 日より
- (2) 外国為替証拠金取引に係るロスカット取引に関するガイドライン
→ 平成 23 年 2 月 1 日より規則化： 金融先物取引業務取扱規則第 25 条の 3、同条に関する細則（外国為替証拠金取引に係るロスカット取引関係）（平成 23 年 1 月 26 日制定）
- (3) ロスカット水準表の設定、ロスカットが機能しなかった場合の対応、ロスカット取引の

実行状況の検証及び必要データの保存

7. 店頭F X取引に係るスプレッド広告の適正な実施

- (1) 平成 22 年 9 月 3 日より
- (2) スプレッド広告表示の適正性維持に関するガイドライン
- (3) スプレッド広告開始前、開始後の検証、検証に必要なデータの保存

8. 店頭F X取引に係る価格配信態勢整備義務

- (1) 平成 23 年 2 月 1 日施行
- (2) 金融先物取引業務取扱規則第 25 条の 2 (平成 22 年 10 月 28 日理事会成立)
- (3) 価格配信基準の決定、必要なシステムの整備、配信基準等の運用状況の検証及び当該記録の保存

9. 注意喚起文書の交付義務

- (1) 平成 23 年 4 月 1 日施行
- (2) 金融先物取引業務取扱規則第 7 条の 2 (平成 23 年 2 月 18 日理事会成立)
- (3) 契約締結前に、不招請勧誘規制の適用がある旨、リスクに関する注意喚起等を記載した注意喚起文書の交付

10. 店頭F X取引における配信価格及び配信時刻の保存

- (1) 平成 22 年 11 月 5 日 (通知文書により依頼)
- (2) 通知文書【金先協平 22 第 264 号 E】
 - 平成 23 年 6 月 30 日規則化： 金融先物取引業務取扱規則第 25 条の 4、同条に関する細則 (店頭外国為替証拠金取引に係るデータ保存関係)
- (3) 顧客への配信レートおよび配信時刻等の保存、顧客説明および苦情報告等

11. アフィリエイト広告の適正な利用

- (1) 平成 24 年 3 月 30 日より
- (2) アフィリエイト広告利用に関するガイドライン
- (3) ランディングページ冒頭に注意喚起文言の設置、契約の整備等

以 上

別紙8 あっせん・苦情・相談処理状況

あっせん・苦情・相談処理状況
(平成24年4月1日～平成24年10月31日)

(単位:件)

区分	平成24年							合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	
あっせん申立て	19	12	9	12	15	11	6	84
あっせん終結	16	14	12	13	13	17	15	100
苦情	25	19	22	19	21	10	14	130
相談	35	20	23	19	25	25	28	175

※ 平成24年10月度:FINMACからの速報値による

別紙 9 他の金融商品取引業協会等との協調等

1. 金融商品取引業協会 5 団体

平成21年9月に金融商品取引業協会5団体によって設置された「金融商品取引業協会連絡協議会」及び「金融商品取引業協会連絡協議会ワーキング・グループ」に参加し、各協会相互の情報交換及び連携の強化・促進を図っております。

2. 特定非営利活動法人「証券・金融商品あっせん相談センター」（「FINMAC」）

苦情の解決及び紛争のあっせんの業務について、特定非営利活動法人「証券・金融商品あっせん相談センター」（「FINMAC」）の設立に積極的に協力し、平成22年2月以降、業務委託を開始しました。その後、同法人は平成23年4月1日より、指定紛争解決機関として特定第1種金融商品取引業務に関する苦情解決支援及び紛争解決支援業務を行うこととなりました。これに伴い、あっせんについては、本協会よりの業務委託から、同センターの独自業務となり、他方、苦情・相談、第2種金融商品取引業務及び登録金融機関業務は、引き続き本協会からの業務委託となっています。

3. 第二種金融商品取引業協会

第二種金融商品取引業協会に後援会員として参加するほか、同協会の主催する「自主規制規則検討会合」及び「研修制度に関する検討会合」にオブザーバーとして参加しました。

4. 金融・資本市場統計整備懇談会

日本証券業協会の主催する「金融・資本市場統計整備懇談会」の最終報告を受け統計の標準化を推進するために設置された「金融・資本市場統計整備連絡協議会」に参加し、統計データの充実、提供方法の規格に関する標準化へ向けての整備を進めております。また会報に掲載していた統計を本協会一般向けホームページに移行し、昨年度よりリンクしている証券統計ポータルサイト（証券関係機関が従来より無償で各種統計を公表）の利便性を高めました。

5. 外務員処分に関しての日本証券業協会との情報交換

外務員登録等事務の適正化を期するため、外務員処分に関しての日本証券業協会との情報交換を実施しています。（平成24年度上半期においては、4回実施しました。）

6. 東京外国為替市場委員会（E・コマース小委員会）

東京外国為替市場委員会（E・コマース小委員会）に平成23年3月、正式メンバーとして参加しました。また、同委員会が毎年4月に銀行等を対象に行っているサーベイへの協力依頼に対しては、前年度に引き続き、店頭外国為替証拠金取引の調査について協力を行いました。

7. 海外規制当局、自主規制団体

海外規制当局、自主規制団体との連携の観点から、米国CFTC及びシンガポールMASの開催した規制関係者会合への参加、FIA（Futures Industry Association）、NFA（National Futures Association）との間で、主催会合等への出席、本協会の自主規制について説明、意見交換等を行いました。

8. その他

平成24年より実施予定である店頭デリバティブ取引の保存・報告義務に関する準備作業を東京外国為替市場委員会、全国銀行協会、日本証券業協会、ISDAと連携して行い、会員への情報提供を行いました。

「決算状況表」にみる会員の事業態様

当協会総務部

本集計は、金融商品取引業者である当協会の会員（登録金融機関及び第二種金融商品取引業者は含みません。以下、「業者会員」といいます。）が金融庁長官・財務局長の命令に基づき提出した平成24年9月期中間決算状況表（平成24年4月から平成24年9月まで）のうち、(1) 総括表、(2-2) 有価証券に関連しない受入手数料及び(4-2) 有価証券に関連しないトレーディング損益のデータを集計したものです^{※1}。

損益の概要は、ほぼ次のような状況となっています。

- ① 24.9期^{※2}の業者会員全体及び先物専門会社の収益は、前期比^{※3}、表5及び表6のように若干減少、取引所・店頭外国為替証拠金取引が主たる業務となっている業者会員^{※4}の収益は、表7のように、営業収益は減少したものの販売費・一般管理費の減少により、営業損益及び経常損益では、前期比増加しています。
- ② 同じく受入手数料収入は、前期比、金利先物等取引、取引所為替証拠金取引（くりっく365及び大証FX）及び店頭外国為替証拠金取引で減少しました。
- ③ トレーディング収益は、国内の金利先物等取引において損失から利益に転じ、海外デリバティブ取引で利益から損失に転じています。店頭外国為替証拠金取引で減少、通貨オプション取引で利益から損失に転じています。
- ④ 店頭外国為替証拠金取引は、取引数量、受入手数料収入、外為等収益^{※5}ともに減少し、単位当たりの収益額は若干減少しました。

※1 商品先物取引に係る損益（受入手数料とトレーディング損益の合計）（24.9期8,218百万円及び24.3下期10,330百万円）は除きます。

※2 平成24年4月から平成24年9月までをいいます。

※3 平成23年10月から平成24年3月までと比較します。

※4 金融取、大証及び店頭の外国為替証拠金取引からの収益の合計が純営業収益の半分以上を占める業者会員をいいます。証券会社・商品先物会社15社（前期比▲2社）、先物専門会社30社（同変わらず）、計45社（同▲2社）です。

※5 店頭外国為替証拠金取引から生じる顧客との取引とカバー先との取引又は顧客取引と別の顧客との取引等の為替レートの差及び同じくスワップポイントの授受の差額をいいます。

1. 会員数等

集計対象の業者会員103社（前期比▲1社）の内訳は、証券会社68社（同▲1社）、商品先物会社4社（同▲1社）及び先物専門会社31社（同1社増）です。そのうち、受託実績があった業者会員は、金融取の金利先物等取引が15社（同1社増）、くりっく365及び大証FXは合わせて27社（同▲2社）、海外は同じく14社（同変わらず）でした。店頭金融先物取引の取扱実績があった業者会員は73社（同▲2社）、うち外国為替証拠金取引の取扱実績があった業者会員が67社（同変わらず）、同じく通貨オプション取引[※]が16社（同変わらず）でした。

※ 通貨バイナリーオプションを含みます。以下同じ。

2. 有価証券に関連しない受入手数料収入

(1) 市場デリバティブ取引

24.9期の金融取の金利先物等取引に係る受入手数

料収入があった業者会員11社（前期比▲1社）※の受入手数料収入は、503百万円（同▲41%）、同業者会員による金融取の金利先物等取引の受託実績は、3,863千枚（同▲4%）でした。

24.9期のくりっく365又は大証FXに係る受入手数料収入があった業者会員27社（同▲2社）の受入手数料収入は、合わせて3,292百万円（同▲36%）、同業者会員によるくりっく365及び大証FXの受託実績は、合わせて27,845千枚（同▲44%）でした。

※ 市場デリバティブ取引の受託実績があっても、算出困難等の理由により、受入手数料金額の報告がない業者会員、媒介取引のみを取り扱う業者会員及び特別の事情で異常値となっている業者会員を除きます。くりっく365及び大証FXについても同じです。

外国市場デリバティブ取引は、媒介取引が多く、顧客からの受入手数料収入はほとんどないので分析から除きます。

（2）店頭外国為替証拠金取引

24.9期の店頭外国為替証拠金取引に係る受入手数料収入があった業者会員38社（前期比▲9社）の受入手数料収入※は、表1のように、3,459百万円（同▲14%）でした。同業者会員による店頭外国為替証拠金取引の取引金額は、494兆円（同▲13%）ありました。

※ 受入手数料には、カバー先・媒介先から受け入れる手数料を含みます。

表1 店頭外国為替証拠金取引に係る受入手数料収入

（単位：百万円）

	証券会社・商品会社21社（27社）	先物専門会社17社（20社）	計38社（47社）
24.9期	1,876（2,574）	1,583（1,474）	3,459（4,048）

（注）カッコ内は、24.3下半期の数値です。

3. 有価証券に関連しないトレーディング損益

（1）市場デリバティブ取引

24.9期の有価証券に関連しない市場デリバティブ取引及び海外デリバティブ取引に係るトレーディング損益のあった業者会員それぞれ8社（前期比変わらず）及び6社（同1社増）によるトレーディング損益は、金融取の金利先物等取引3,079百万円（同－）、海外▲127百万円（同▲－）、合計で2,952百万円（同－）でした。

（2）店頭デリバティブ取引

24.9期の店頭外国為替証拠金取引に関し、外為等収益のある業者会員43社（前期比▲3社）（うちプラスとなっているのは39社、マイナスとなっているのは4社）による同損益の合計額は36,427百万円（同▲9%）、うちスワップポイントから生じる損益※1は750百万円（同52%増）でした。通貨オプション※2

は▲7,439百万円（同－）でした。バイナリーオプションに関し、外為等収益のある業者会員5社による同損益の合計額は2,817百万円（同12.6%増）、同取引金額（ペイアウト額）は359,660百万円（同71.4%増）でした。

※1 外国為替証拠金取引の外国為替取引とスワップポイントとを区分せずに報告している会員については、外国為替取引に含めました。

※2 今回から、一般顧客向けでない通貨オプション取引のトレーディング損益を除きます。

表2 店頭デリバティブ取引トレーディング損益 (24.9期)

(単位：百万円)

	証券会社・商品会社22社 (28社)	先物専門会社21社 (20)	計43社 (48社)
店頭デリバティブ取引	18,842 (20,267)	20,235 (24,536)	39,077 (44,803)
うち外国為替証拠金取引	16,900 (16,175)	19,527 (24,033)	36,427 (40,208)
うち外国為替取引	16,644 (16,220)	19,033 (23,502)	35,677 (39,722)
うちスワップポイント	256 (▲ 42)	494 (533)	750 (491)
うち通貨オプション取引	▲7,442 (3,097)	3 (503)	▲7,439 (3,600)

(注) カッコ内は、24.3下半期の数値です。

4. 店頭外国為替証拠金取引に係る取引金額と収益

表3は、24.9期の店頭外国為替証拠金取引について、上記受入手数料収入とトレーディング損益及びその合計をそれぞれ取引金額で割算しました。24.9

期の店頭外国為替証拠金取引からの取引金額百万円あたりの収益は、52円（前期比▲2円）でした。そのうち、受入手数料は7円（同変わらず）、トレーディング損益は51円（同変わらず）でした。

表3 外国為替証拠金取引に係る取引金額と収益 (24.9期)

(単位：受入手数料等は百万円、取引金額は10億円、百万円あたりの受入手数料等は円)

	証券会社・商品会社	先物専門会社	計
受入手数料	1,876 (2,574)	1,583 (1,474)	3,459 (4,048)
取引金額※1	319,829 (394,476)	174,444 (179,157)	494,273 (573,633)
取引金額百万円あたりの受入手数料	5 (6)	9 (8)	7 (7)
外為等収益	16,900 (16,176)	19,527 (24,033)	36,427 (40,209)
取引金額※2	355,861 (383,040)	355,437 (393,184)	711,298 (776,225)
取引金額百万円あたりの外為等収益	47 (42)	54 (61)	51 (51)
収益合計	18,776 (18,750)	21,110 (25,507)	39,886 (44,257)
取引金額※3	386,789 (412,090)	366,636 (407,071)	753,426 (819,162)
取引金額百万円あたりの収益合計	48 (45)	57 (62)	52 (54)

(注) カッコ内は、24.3下半期の数値です。

※1 受入手数料収入がゼロ以外の業者会員の取引金額の合計です。

※2 外為等収益がゼロ以外の業者会員の取引金額の合計です。

※3 受入手数料収入と外為等収益の両方がゼロ以外の業者会員の取引金額の合計です。

5. 常勤役職員数と営業所数

24.9期末の常勤役職員数は60,232名（前期比1,896名増）、営業所数は1,187（同▲23）でした。

表4 常勤役職員数と営業所数

（単位：名、カ所）

	証券会社68社（69社）	商品会社4社（5社）	先物専門会社31社（30社）	計103社（104社）
常勤役職員数	58,556（56,689）	731（739）	945（908）	60,232（58,336）
営業所数	1,113（1,143）	37（31）	37（36）	1,187（1,210）

（注）カッコ内は、24.3下半期の数値です。

6. 総括表

(1) 全業者会員

表5は、全業者会員103社の決算状況総括表の合計です。

表5 決算状況総括表－全業者会員（合計）（24.9期）

（単位：百万円、％）

区 分	24.9期（A）	24.3下半期（B）	（A）／（B）
営業収益	1,155,142	1,198,573	96.4
受入手数料	597,826	689,786	86.7
うち金融先物	7,510	10,529	71.3
トレーディング損益	338,911	299,999	113.0
うち金融先物	35,335	45,179	78.2
金融収益	206,391	200,029	103.2
その他の営業収益	11,930	8,766	136.1
うち商品先物	8,218	10,331	79.5
金融費用	136,600	113,356	120.5
純営業収益	1,018,508	1,085,218	93.9
販売費・一般管理費	943,880	966,692	97.6
営業損益	74,638	118,518	63.0
営業外収益	18,927	7,799	242.7
営業外費用	5,687	5,345	106.4
経常損益	87,881	120,973	72.6
特別利益	14,437	13,595	106.2
特別損失	20,726	50,267	41.2
税引前当期純損益	81,578	84,301	96.8
法人税等	8,175	6,897	118.5
法人税等調整額	17,520	96,890	18.1
当期純損益	55,856	▲ 19,506	－
常勤役職員数	60,232	58,336	103.3
営業所数	1,187	1,210	98.1

(2) 先物専門会社

表6は、先物専門会社31社の決算状況総括表の合計です。

表6 決算状況総括表－先物専門会社（合計）（24.9期）

（単位：百万円、％）

区 分	24.9期（A）	24.3下半期（B）	（A）／（B）
営業収益	23,038	27,763	83.0
受入手数料	1,818	1,787	101.7
うち金融先物	1,732	1,757	98.6
トレーディング損益	20,813	25,640	81.2
うち金融先物	20,821	25,639	81.2
金融収益	102	49	208.2
その他の営業収益	296	286	103.5
うち商品先物	6	14	42.9
金融費用	258	301	85.7
純営業収益	22,778	27,464	82.9
販売費・一般管理費	19,123	20,614	92.8
営業損益	3,656	6,843	53.4
営業外収益	412	526	78.3
営業外費用	238	276	86.2
経常損益	3,827	7,091	54.0
特別利益	3,018	▲ 12	－
特別損失	522	803	65.0
税引前当期純損益	6,319	6,278	100.7
法人税等	2,978	2,653	112.3
法人税等調整額	▲ 75	80	－
当期純損益	3,413	3,539	96.4
常勤役職員数	945	908	104.1
営業所数	37	36	102.8

(3) 外国為替証拠金取引が主たる業務である業者会員

表7は、取引所・店頭の外国為替証拠金取引が主たる業務である業者会員45社の決算状況総括表の合計です。

表7 決算状況総括表－外国為替証拠金取引が主たる業務である業者会員（合計）（24.9期）

（単位：百万円、％）

区 分	24.9期（A）	24.3下半期（B）	（A）／（B）
営業収益	42,484	46,051	92.3
受入手数料	4,426	5,713	77.5
うち金融先物	3,473	4,630	75.0
トレーディング損益	36,880	39,052	94.4
うち金融先物	36,758	38,810	94.7
金融収益	939	858	109.4
その他の営業収益	202	431	46.8
うち商品先物	▲ 165	68	－
金融費用	797	810	98.4
純営業収益	41,678	45,243	92.1
販売費・一般管理費	33,469	37,062	90.3
営業損益	8,209	8,175	100.4
営業外収益	613	756	81.1
営業外費用	509	696	73.1
経常損益	8,313	8,231	101.0
特別利益	3,285	194	1693.3
特別損失	1,112	2,504	44.4
税引前当期純損益	10,482	5,927	176.9
法人税等	4,672	3,616	129.2
法人税等調整額	63	94	67.0
当期純損益	5,739	2,205	260.3
常勤役員数	1,505	1,528	98.5
営業所数	52	54	96.3

7. 外国為替証拠金取引が主たる業務である業者会員の営業損益

外国為替証拠金取引が主たる業務となっている業者会員の24.9期、24.3下半期及び23.9期*の営業損益合計は、それぞれ8,209百万円、8,175百万円及び11,482百万円でした。そのうちプラスとなっている業者会員は、それぞれ22社、25社及び28社でした。同じくマイナスとなっているのは23社、22社及び20社でした。表8は、24.9期、24.3下半期及び23.9期の営業損益の分布です。

※ 平成23年4月から平成23年9月までをいいます。

表8 店頭外国為替証拠金取引が主たる業務である業者会員の営業損益

（単位：社）

営業損益	24.9期	24.3下半期	23.9期
100億円以上	0	0	0
20億円～100億円	1	3	3
10億円～20億円	3	0	1
5億円～10億円	0	3	3
1億円～5億円	7	5	9
0～1億円	11	14	12
損失	23	22	20
計	45	47	48

FINANCIAL FUTURES ニュース

(平成24年9月～12月)

1. CFTC、DTCCのスワップ・データ情報蓄積機関を暫定登録 (PR 9月20日)

米商品先物取引委員会 (CFTC) は、DTCC Data Repository, LLCによるスワップ取引情報蓄積機関としての暫定登録の申請を認可した。スワップ取引情報蓄積機関としての暫定登録は、ICE Trade Vault, LLCに続く2社目。

2. 欧州議会とドイツ、取引制限導入へ (PR 9月26日)

欧州議会は、電子取引に関する制限及び商品 (コモディティ) 投機に関する限度等の一連の広範囲の市場改革措置認可に向けて最初の段階をとった。欧州議会の経済・金融委員会は、金融商品市場指令 (MiFID) を最新のものに更新し、最小価格変動幅を定め、取り消された注文に対しより高い手数料を課し、遅延時間又は500ミリ秒の注文静止時間を導入するなどの一連の修正を行うための法律案を全会一致で可決した。当該一連の修正には、商品投機に関する限度及び組織された取引施設 (OTF) の利用に関する制限も含まれている。OTFは、株式に関連しない金融商品のための使用に限る。また、ドイツの内閣は、9月26日、全ての高頻度トレーダーに許可を必要とし、アルゴリズムで取引される全ての金融商品についてラベルを付け、対応する取引のない取引の注文を発出する場合の注文件数に限度を設ける法律案を認可した。同法律案は、議会に提出される。

3. EU、デリバティブ及び集中清算機関の基準を制定 (PR 9月27日)

欧州証券市場監督機構 (ESMA) は、店頭デリバティブ、集中清算機関及び取引情報蓄積機関に関する規制のための技術的な基準案を公表した。同基準案は、欧州市場インフラ規制 (EMIR) により制定された新規則の内容を定めるもので、店頭デリバティブに対する新しい規制体制を設ける。取引情報蓄積機関に報告しなければならない店頭取引に関する情報及び市場参加者が中央清算機関を使用しなければならないかどうかの閾値の水準 (対象資産の種類により10億ユーロから30億ユーロ)、集中清算されない店頭デリバティブの取引相手リスクの軽減方法 (適時の確認、ポートフォリオ圧縮、突合など) などについて定めている。欧州委員会は、今年末までに同基準案を採用することが予定される。欧州委員会及び欧州議会による審査を経て、早ければ2013年第1四半期にも施行される。このほか、欧州銀行機構 (EBA) は、9月26日、清算機関の資本要件を定める技術的な基準案を公表している。

4. CFTC、新スワップ取引所を指定 (PR 9月28日)

CFTCは、trueEX LLCによる契約市場指定の申請を認可した。trueEXは、trueEX Group LLCの完全子会社。当初は金利スワップを取引する。清算はシカゴ・マーカント取引所 (CME) が、スワップ取引情報蓄積は、DTCC Data Repository LLCが、取引規制は全米先物協会 (NFA) がそれぞれ行う。2013年第1四半期に取引を開始する予定。

5. 欧州11 ャ国、金融取引税導入に合意 (PR 10月9日)

フランス、ドイツを初め、欧州11 ャ国の財務大臣は、高リスクで投機的な取引の抑制と歳入増のため、金融取引税導入に合意した。欧州委員会は、債券及び株式に0.1%、デリバティブに0.01%の課税を提案している。英国は、金融活動の低下を招くと反対し、世界の主要金融センターで課税する場合に検討可能としている。

6. CFTC、ドッド・フランク法に基づく規則改正最終版を公表 (PR 10月16日)

CFTCは、ドッド・フランク法による商品取引所法の改正を織り込むためのCFTC規則改正の最終版を認可した。ドッド・フランク法は、スワップ（外国為替オプションを含みます）を規制するための権限をCFTCに付与するための様々な規定を定めている。この最終版は、官報掲載後60日で効力を発生する。特に、定義及び記録保存規制を改正し、それは、先物及びスワップの両方に適用される。例えば、先物業者（FCM）及びIB（introducing broker）は、スワップ取引について現在の先物取引に関する規制と同等の記録保存規制を求められる。

7. CME、カンザス・シティ取引所を買収 (PR 10月17日)

CMEは、カンザス・シティ取引所（KCBT）を買収することで最終的な契約書に調印した。買収金額は126百万ドル。

8. ICE Futures US、完全電子取引に移行 (PR 10月23日)

ICE Futures USは、オプションの取引フロアを閉じた。2008年に先物の取引フロアを閉じており、これで完全電子取引に移行した。ICE Futures USは、1870年、New York Cotton Exchange（NYCE）として設立され、1998年、1882年設立のCoffee, Sugar and Cocoa Exchange（CSCE）とともにNew York Board of Trade（NYBOT）の子会社となり、2007年にICEグループの一員となり、同年現在の名称に変更した。現在は、綿花、コーヒー、砂糖、ココアなどの農産物のほか、60通貨ペア以上の通貨、株価指数の先物・オプションを上場している。

9. CFTC、顧客資金保護の新規則制定及び既存規則改正を提案 (PR 10月23日)

CFTCは、顧客資金保護のため、①外国先物・オプション取引（Part 30）に係る顧客資金の分別管理要件を指定契約市場での先物・オプション取引（第1.20条）及び清算スワップ取引（Part 22）と同一基準に強化すること^{*1}、②先物業者に対し、Part 30証拠金口座に、顧客の外国先物・オプション建玉及びそれに伴う証拠金を除き、建玉を保有することを禁止すること、③先物業者に対し、分別管理口座及びPart30証拠金口座に十分な自己資金を保有させ、合理的に、当該業者が常に適切に分別管理及び証拠金管理を行うことを確実にし、顧客の取引口座の証拠金不足カバーすること、④顧客の分別管理口座及びPart30証拠金口座の超過資金の維持に関する書面による方針及び手続きを作成し、当該超過資金の25%以上の引出し（それが顧客のためでない場合）を行う場合は、事前に経営者の承認を得ること、⑤分別管理口座及びPart30証拠金口座に関する日次の報告書をCFTC及び指定自主規制機関に提出すること、そのほか、顧客資金の保管場所及び投資方法について半月ごとに報告すること、⑥規制機関が顧客資金を保有する先物業者の銀行口座に直接電

子的に読み取り専用（read-only）でアクセスし^{※2}、顧客資金の状況を監視できるようにすること、⑦顧客資金の監視及びリスク管理に関する方針及び手続きを採用すること、⑧見込み顧客に業者独自のリスクに関する追加開示を提供すること、⑨自主規制機関の会員審査基準を強化すること、について、意見募集することを認可した。昨年10月のMF Globalの倒産（16億ドルの顧客資金不足と言われている）及び今年7月にはPeregrine Financial Group（PFG）による2億ドルの顧客資金の不正使用事件があり、顧客資金保護規制の強化が必要とされていた。

※1 Part 30.7では、外国先物・オプション取引に係る顧客資金に関し、代替方法（Alternative Method、建玉維持に必要な証拠金プラスマイナス当該建玉の未実現損益、プラス外国オプションに関し授受すべきプレミアム（当該オプションに必要な証拠金、プラスマイナス当該オプションに関する未実現損益を含む）をカバーするために必要なだけのファンドを区分して維持すること。従って先物業者は、常に外国先物・オプション顧客の全ての完全な口座残高を支払うために十分な区分口座の資金の金額の維持することは求められない）としているが、第1.20条及びPart22では、純清算純粋価値方法（Net Liquidating Equity Method、常に先物業者の全ての顧客及び清算スワップ顧客の口座純粋価値総額に対応するために十分な分別管理資金を保有すること）としている。

※2 第1.20条、第1.26条及び第30.7条に基づく確認書。

10. NFA、先物業者の財務情報を開示（PR 11月7日）

NFAは、顧客が先物業者（FCM）の財務内容の分析をする際の支援として、NFAのホームページ（Investor Information→FCM Financial Information）で各先物業者の財務情報（FCM資本報告書、FCM顧客分別管理資金報告書及びFCM担保資金）を掲載する。

11. CME、スワップ取引データ報告について、CFTCを告訴（PR 11月8日）

CMEは、コロンビア特別区の連邦地裁に、CFTCによるスワップ取引データのスワップ取引情報蓄積機関（SDR）への報告制度実施（今年11月13日）の差し止めを求めた。CMEは、訴状の中で、SDRに非公開のデータを報告するようになること、CMEはこれらのデータを維持するために時間、人、技術、金銭をかけており、新制度によりさらに多大な重複する費用が生じることなどを挙げている。また、CMEは、訴状の中で、CFTCにSDR登録の申請を行ったが、まだ認可されていないとしている。その後CMEは、11月20日にSDRの暫定登録を受け、11月30日に請求を取り下げました。

12. 世界のOTCデリバティブ取引残高、引き続き減少（PR 11月13日）

主要11カ国の主要銀行を対象とした国際決済銀行（BIS）の調査によると、2012年6月末の世界のOTCデリバティブ取引残高（想定元本ベース）（2004年12月末以降は、CDS※3を含む。）は、前期に続き減少し、638兆米ドル（2011年12月比▲1.3%）であった。市場価値で評価した総市場価値も、全体で25兆ドル（同▲6.9%）と減少した。外国為替のうち、米ドルは86.0%（2011年12月末は85.3%）、ユーロは36.5%（同36.6%）、円は20.4%（同21.5%）を、金利のうち、米ドル建ては33.2%（同32.1%）、ユーロ建ては36.1%（同36.6%）、円建ては12.1%（同13.2%）を占める。

	(単位：10億米ドル)				
	2010年 6月末	2010年 12月末	2011年 6月末	2011年 12月末	2012年 6月末
全商品合計	582,685	601,046	706,884	647,777	638,928
うち外国為替	53,153	57,796	64,698	63,349	66,645
うち先渡し等※1	25,624	28,433	31,113	30,526	31,395
スワップ※2	16,360	19,271	22,228	22,791	24,156
オプション	11,170	10,092	11,358	10,032	11,094
[参考：取引所取引]	348	314	389	308	325]
金利	451,831	465,260	553,240	504,117	494,018
うちFRA	56,242	51,587	55,747	50,596	64,302
スワップ	347,508	364,377	441,201	402,611	379,401
オプション	48,081	49,295	56,291	50,911	50,314
[参考：取引所取引]	69,756	61,943	76,039	53,298	55,636]
株式関連	6,260	5,635	6,841	5,982	6,313
商品（金等）	2,852	2,922	3,197	3,091	2,993
CDS※3	30,261	29,898	32,409	28,626	26,931
うち個別対象先	18,494	18,145	18,105	16,865	15,566
複数対象先	11,767	11,753	14,305	11,761	11,364
その他※4	38,329	39,536	46,498	42,610	42,028
[参考：取引所取引計]	75,639	67,947	82,844	56,563	59,523]
※1 Outright forwards and forex swaps					
※2 Currency swaps					
※3 Credit Default Swaps					
※4 不定期に報告する金融機関の残高予想額。					

13. 米財務省、外国為替スワップ及びフォワードをドッド・フランク法の集中清算・取引所取引義務から除外とすることを決定（PR 11月16日）

米財務省は、外国為替スワップ及びフォワードをドッド・フランク法に基づく集中清算・取引所取引義務から除外する決定を行った。外国為替のスワップとフォワードは、他のデリバティブ取引と異なり、固定的な取引条件、通貨現物の交換、適切に機能している決済手続き、より短い期間の契約などにより、透明性、有効的なリスク管理及び財務的な安定性がすでに高いと考えられるため。但し、スワップ取引報告要件や一定の業務行為基準の対象ではある。外国為替オプション、通貨スワップ、NDF等は、集中清算・取引所取引要件の対象である。

14. CFTC、アイルランドの店頭オプション業者を告発（PR 11月26日）

CFTCは、アイルランドの店頭オプション業者Intrade The Prediction Market Limited（Intrade）及びTrade Exchange Network Limited（TEN）を店頭オプションを米国顧客に勧誘、取引執行を行ったこと、CFTCに虚偽の書類を提出したこと及び停止命令に違反したことについて、ワシントンの連邦地裁に告発した。米国では、取引所で取引されるか、免除を受けている場合を除き、業者の所在地に関わらず、コモディティ・オプションの売買を米国民に勧誘することは禁止されている。Intrade及びTENは、オンラインの「予

想市場 (prediction market)」取引のウェブサイトを運営していた。予想市場は、顧客が特定の将来の事象が生じるかどうか (Yes or No) を予想させるバイナリー・オプションの売付又は買付を行うもの。事象としては、米国経済指標又は金や通貨の価格が一定の将来の日までに一定の水準に到達するかどうか、特定の戦争行為が一定の将来の日までに生ずるかどうかなどがある。TENは、2005年10月に、CFTCにより、金先物年末、日次原油、日中ユーロ・米ドルレート、米ドル・円レートなどのコモディティ・オプションを米国居住者に販売していたことで罰金15万ドルを課され、停止命令を受け、Intrade及びTENは、CFTCにIntradeが適格市場参加者に限定してそのオプションを販売する旨の「年次証明書」を提出していたが、実際には、一般の米国顧客を勧誘し、店頭オプションの売買をさせていた。

15. ISDA、スワップが清算対象となることにより必要となる証拠金額を試算 (PR 11月27日)

国際スワップ・デリバティブ協会 (ISDA) は、現在は集中清算の対象でない店頭スワップ取引に清算が義務化されることに伴い必要となる当初証拠金額が1.7兆ドルから10.2兆ドルとなると試算した。この新規の資金の需要が市場参加者にとって最悪の時期に生じることで、システミックな悪影響をもたらす懸念があり、対策を求めている。

16. 韓国、通貨デリバティブ持ち高の上限を切り下げ (PR 11月27日)

韓国の韓国財政経済部は、2013年1月1日実施で、通貨デリバティブ取引を規制することで資本の流出入及びウォンの取引を抑制する。具体的には、国内銀行及び外国銀行支店の通貨デリバティブの持ち高を前月の自己資本のそれぞれ30% (現在は40%) 以下及び150% (同200%) 以下とする。韓国は、2010年7月及び2011年7月にも同様の措置を取っている。

17. CBOT、受渡可能な金利スワップ先物を上場 (PR 12月3日)

シカゴ商品取引所 (CBOT) は、12月3日、受渡可能な金利スワップ先物を上場した。上場限月は、3、6、9、12月。受渡しは、2、5、10、30年の店頭米ドル建て金利スワップ。価格の表示方法は、取引所が定める固定金利に基づく価格。期日に、先物の買い手は、CME Clearingで、店頭金利スワップの固定金利の受取り及び変動金利の払いのポジションを獲得する。

18. NYSE Liffe、Bclearを金利商品に拡大 (PR 12月3日)

NYSE Liffeは、相対で行われた取引の確認、管理及び清算を行うBclearサービスをEuribor金利 (3ヵ月) 先物、英ポンド金利 (3ヵ月) 先物及び長期英国債先物に拡大する。実施は、12月10日。

19. マイアミ・オプション取引所、SECから登録認可 (PR 12月3日)

マイアミ・オプション取引所 (MIAXオプション取引所) は、米証券取引委員会から全米証券取引所としての登録申請の認可を受けた。MIAXオプション取引所は、Miami International Holdings, Inc. (MIH) の子会社。取引開始は12月7日の予定。MIAXは、今後証券取引所及び先物取引所の設立を計画している。

PR : Press Release

■海外金融先物市場の主要金融先物・オプション商品の概要（2012年11月現在）

CME …………… (33)	BM&F BOVESPA …… (46)	SFE…………… (53)
CBOT…………… (42)	NYSE Liffe …… (47)	KRX …………… (54)
ICE Futures …… (44)	Eurex …………… (51)	MICEX …… (55)
NASDAQ OMX PHLX … (44)	SGX-DT …… (51)	RTS…………… (55)
TMX …………… (45)	HKFE…………… (52)	

(掲載頁)

1. シカゴ・マーカンタイル取引所（CME）

(Chicago Mercantile Exchange)

(1) 金利先物

商品名	Three-Month Eurodollar Futures ユーロドル金利（3ヵ月）先物（注1）	Three-Month Euroyen TIBOR Futures ユーロ円TIBOR（3ヵ月）先物（注1）（注4）
取引開始	1981年12月	1996年3月
取引時間	7:20a.m. - 2:00p.m. (GLOBEX日曜日～金曜日5:00p.m. - 4:00p.m. 最終取引日ロンドン時間11:00a.m.まで)	7:20a.m. - 2:00p.m. (GLOBEX日曜日～金曜日5:00p.m. - 4:00p.m. 最終取引日東京時間11:00a.m.まで)
取引単位	US \$1,000,000	100,000,000円
上場限月	3、6、9、12月の40限月及びその他の月の4限月	3、6、9、12月の20限月
銘柄コード	ED/ED（GLOBEXはGE）	EY/EY（GLOBEXはEJ）
価格の表示方法	100から年利率（%）を引いた数値	左に同じ
価格の最小変動幅	0.005（US \$12.50に相当）、直近限月は0.0025（US \$6.25に相当）	0.005（1,250円に相当）
値幅制限	なし	なし
建玉制限	全限月合計の買建と売建の差1万枚以上の場合、建玉情報を報告（注2）	全限月合計で買建と売建の差5,000枚
最終取引日	限月の第3水曜日の2ロンドン営業日前（注3）	限月の第3水曜日の2東京営業日前
最終決済方法	差金決済（最終取引日ロンドン時間11:00a.m.のBBAISRを基準）	差金決済（SGX-DTが定めるユーロ円TIBOR（3ヵ月）先物の最終決済価格に基づく）
最終決済日	最終取引日	限月の第3水曜日（シンガポール時間）
2010年出来高	510,955,113枚	22,833枚
2011年出来高	564,086,746枚	10,388枚

GLOBEXは、Global Electronic Exchangeの略称です。

BBAは、British Bankers' Associationの略称です。

TIBORは、Tokyo Interbank Offered Rateの略称です。

LIBORは、London Interbank Offered Rateの略称です。

商品名	One-Month LIBOR Futures LIBOR（1 ヲ月）先物
取引開始	1990年4月
取引時間	7:20a.m. - 2:00p.m. (GLOBEX日曜日～金曜日5:00p.m. - 4:00p.m. 最終取引日ロンドン時間11:00a.m.)
取引単位	US \$3,000,000
上場限月	12暦月
銘柄コード	EM/EM（GLOBEXはGLB）
価格の表示方法	100からLIBOR（1 ヲ月）（%）を引いた数値
価格の最小変動幅	0.0025（US \$6.25に相当）
値幅制限	なし（GLOBEXは2.00）
建玉制限	全限月合計の買建と売建の差5,000枚以上の 場合、建玉情報を報告（注2）
最終取引日	限月の第3水曜日の2ロンドン営業日前（注3）
最終決済方法	差金決済（最終取引日ロンドン時間 11:00a.m.のBBA LIBORを基準）
最終決済日	最終取引日
2010年出来高	385,821枚
2011年出来高	187,511枚

注1：SGX-DTとの相互決済協定対象商品です。

注2：取引目的、ヘッジ対象資産などについて報告します。

注3：ロンドン営業日は、ロンドン市の銀行の営業日をいいます。

注4：最終決済価格がLIBORに基づくユーロ円LIBOR（3 ヲ月）先物も上場されています。

(2) 通貨先物

商品名	Japanese Yen Futures 日本円通貨先物（注5）	Euro FX Futures ユーロ通貨先物（注6）	Swiss Franc Futures スイスフラン通貨先物
取引開始	1972年5月	1998年5月	1972年5月
取引時間	7:20a.m－2:00p.m. (GLOBEX月曜日～金曜日 5:00p.m.－4:00p.m.； 日曜日・祝日；5:00p.m.－ 翌日4:00p.m.) 最終取引日：9:16a.m.まで	左に同じ	左に同じ
取引単位	12,500,000円	EUR125,000	SF125,000
上場限月	3、6、9、12月の6限月	左に同じ	左に同じ
銘柄コード	J1/JY (GLOBEXは6J)	EC/EC (GLOBEXは6E)	E1/SF (GLOBEXは6S)
価格の表示方法	1円当たりの米ドル表示（ま たは100円当たりの米セント 表示）	1EUR当たりの米ドル表示	1SF当たりの米ドル表示
価格の最小変動幅	0.000001（100円当たり0.01 セント）（US \$ 12.50に相当） （注7）	0.0001 （US \$ 12.50に相当）（注7）	左に同じ
値幅制限	なし（注8）	左に同じ	左に同じ
建玉制限	全限月合計の買建と売建の 差1万枚以上の場合、建玉情 報を報告（注2）	左に同じ	左に同じ
最終取引日	限月の第3水曜日の2営業日 前	左に同じ	左に同じ
最終決済方法	受渡決済	左に同じ	左に同じ
最終決済日	限月の第3水曜日	左に同じ	左に同じ
2010年出来高	31,862,793枚	86,232,358枚	12,011,173枚
2011年出来高	28,369,147枚	84,236,825枚	10,238,684枚

注5：取引単位が半分（6,250,000円）のE-Mini日本円通貨先物も上場されています。

注6：取引単位が半分（EUR62,500）のE-Miniユーロ通貨先物も上場されています。

注7：一定の条件で半分幅も可能です。

注8：各通貨先物のGLOBEX取引では、直前の成立価格又はベストの呼び値から次の値幅を越える指値は受け付けません。日本円0.0002（US \$ 2,500に相当）、ユーロ及びスイスフラン0.02（US \$ 2,500に相当）、英ポンド0.02（US \$ 1,250に相当）、カナダドル、豪ドル及びニュージーランドドル0.02（US \$ 2,000に相当）、メキシコペソ0.002（US \$ 1,000に相当）、南アフリカランド0.002（US \$ 1,000に相当）、中国人民元0.0006（US \$ 600に相当）。

商品名	British Pound Futures 英ポンド通貨先物	Canadian Dollar Futures カナダドル通貨先物	Australian Dollar Futures 豪ドル通貨先物
取引開始	1972年5月	左に同じ	1987年1月
取引時間	左に同じ	左に同じ	左に同じ
取引単位	BP62,500	C \$ 100,000	A \$ 100,000
上場限月	左に同じ	左に同じ	左に同じ
銘柄コード	BP/BP (GLOBEXは6B)	C1/CD (GLOBEXは6C)	AD/AD (GLOBEXは6A)
価格の表示方法	1BP当たりの米ドル表示	1C \$当たりの米ドル表示	1A \$当たりの米ドル表示
価格の最小変動幅	0.0001 (US \$ 6.25に相当)	0.0001 (US \$ 10.00に相当) (注7)	左に同じ
値幅制限	左に同じ	左に同じ	左に同じ
建玉制限	左に同じ	全限月合計の買建と売建の 差6,000枚以上の場合、建玉 情報を報告 (注2)	左に同じ
最終取引日	左に同じ	限月の第3水曜日の1営業日 前	限月の第3水曜日の2営業日 前
最終決済方法	左に同じ	左に同じ	左に同じ
最終決済日	左に同じ	左に同じ	左に同じ
2010年出来高 2011年出来高	30,220,239枚 29,028,755枚	22,083,807枚 22,416,680枚	25,903,355枚 30,751,538枚

商品名	New Zealand Dollar Futures ニュージーランドドル通貨先物	Mexican Peso Futures メキシコペソ通貨先物	South Africa Rand Futures 南アフリカランド通貨先物
取引開始	1997年5月	1995年4月	1997年5月
取引時間	左に同じ	左に同じ	左に同じ
取引単位	NZ \$ 100,000	500,000ペソ	500,000ランド
上場限月	左に同じ	13暦月及び3、6、9、12月の 2限月	左に同じ
銘柄コード	NZ/NE (GLOBEXは6N)	MP/MP (GLOBEXは6M)	RA/RA (GLOBEXは6Z)
価格の表示方法	1NZ \$当たりの米ドル表示	1ペソ当たりの米ドル表示	1ランド当たりの米ドル表示
価格の最小変動幅	左に同じ	0.000025 (US \$ 12.50に相当)	左に同じ
値幅制限	左に同じ	左に同じ	左に同じ
建玉制限	全限月合計の買建と売建の 差6,000枚以上の場合、建玉 情報を報告 (注2)	スポット限月2万枚。全限月 合計の買建と売建の差6,000 枚以上の場合、建玉情報を 報告 (注2)	スポット限月5,000枚先物相 当。全限月合計の買建と売 建の差6,000枚以上の場合、 建玉情報を報告 (注2)
最終取引日	左に同じ	左に同じ	左に同じ
最終決済方法	左に同じ	左に同じ	左に同じ
最終決済日	左に同じ	左に同じ	左に同じ
2010年出来高	2,235,390枚	6,763,808枚	138,144枚
2011年出来高	2,077,277枚	9,203,730枚	143,544枚

(3) 金利先物オプション

商品名	Options on Three-Month Eurodollar Futures ユーロドル預金（3 ヶ月）先物オプション
取引開始	1985年3月
取引時間	7:20a.m. - 2:00p.m. (GLOBEX日曜日～金曜日5:00p.m. - 4:00p.m.) 3、6、9、12月限月の最終取引日はロンドン時間の11:00a.m.
取引単位	ユーロドル預金（3 ヶ月）先物1取引単位 (US \$1,000,000)
上場限月	3、6、9、12月の12限月及びその他の月の2限月。 ミッドカーブ・オプション（1年）は、3、6、9、12月の4限月及びその他の月の2限月。同（2年）及び同（5年）は、3、6、9、12月の4限月
原商品	限月が3、6、9、12月のオプションは同限月の先物。 限月がその他の月のオプションはその限月直後の四半期限月（注10）の先物（例：限月が1月のオプションは3月限月の先物）。オプション限月直後の3、6、9、12月から1年又、2年後又は5年後を限月とする先物（ミッドカーブ・オプション）
銘柄コード	暦月（ED/CE（コール）・ED/PE（プット））
価格の最小変動幅	0.005（US \$ 12.50に相当）、原商品が最期近限月並びに最初の2四半期限月及び最初の2シリアル限月でプレミアムが5ティック未満のものは0.0025（US \$6.25に相当）
値幅制限	なし（GLOBEXは原商品に準ずる）
建玉制限	全限月同サイドのオプション及び原商品の建玉を1万枚以上保有する場合は、建玉情報を報告（注2）
最終取引日	3、6、9、12月の限月は原商品と同日。それ以外は限月の第3水曜日の前週の金曜日 ミッドカーブ・オプションはオプション期日の属する暦月の第3水曜日の前週の金曜日
権利行使期間	アメリカン
自動権利行使	あり
権利行使価格	0.25（一定の期近限月は0.125）刻み
2010年出来高	106,893,369枚
2011年出来高	100,855,181枚

注10：3、6、9及び12月の限月をいいます。以下同じ。

(4) 通貨先物オプション

商品名	Options on Japanese Yen Futures 日本円通貨先物オプション	Options on Euro Futures ユーロ通貨先物オプション
取引開始	1986年3月	1998年5月
取引時間	7:20a.m. - 2:00p.m. (GLOBEX月曜日～金曜日5:00p.m. - 4:00p.m.; 日曜日・祝日; 5:00p.m. - 翌日4:00p.m.) 最終取引日: 9:16a.m.まで	左に同じ
取引単位	日本円通貨先物1取引単位 (12,500,000円)	ユーロ通貨先物1取引単位 (EUR125,000)
上場限月	3, 6, 9, 12月の4限月、それ以外の月の2限月 及び週ごとの4限月	左に同じ
原商品	直近の3, 6, 9, 12月限月の先物で、最終取引 日がオプションの最終取引日から3営業日以 後のもの。週ごとのオプションは、その月 の直近の先物。	左に同じ
銘柄コード	暦月 J1/CJ (コール)、J1/PJ (プット) 週ごと 1JC/5JC (コール)、1JC/5JP (プット)	暦月 EC/EC (コール)、EC/EC (プット) 週ごと 1XC/5XC (コール)、1XP/5XP (プット)
価格の最小変動幅	0.000001 (US \$12.50に相当) (注11)	0.0001 (US \$12.50に相当) (注11)
値幅制限	先物が値幅制限に達したとき、オプション 取引も停止される。	左に同じ
建玉制限	全限月合計の買建と売建の差1万枚以上の場 合、建玉情報を報告 (注2)	左に同じ
最終取引日	限月が暦月のものは限月の第3水曜日の前々 週の金曜日。週ごとのものは暦月のオプシ ョンの最終取引日に当たらない金曜日。	左に同じ
権利行使期間	アメリカン (注12)	左に同じ
自動権利行使	あり	あり
権利行使価格	0.0001 (期近7限月は0.00005) 刻み	0.01 (期近7限月は0.005) 刻み
2010年出来高	1,366,149枚	6,651,318枚
2011年出来高	1,292,246枚	5,684,036枚

注11: 取引の形態 (キャビネット・トレード) や一定の条件により、半分幅も可能です。

注12: ヨーロピアンのオプションもあります。

商品名	Options on Swiss Franc Futures スイスフラン通貨先物オプション	Options on British Pound Futures 英ポンド通貨先物オプション
取引開始	1985年2月	1985年2月
取引時間	左に同じ	左に同じ
取引単位	スイスフラン通貨先物1取引単位 (SF125,000)	英ポンド通貨先物1取引単位 (BP62,500)
上場限月	左に同じ	左に同じ
原商品	左に同じ	左に同じ
銘柄コード	暦月 SF/CF (コール)、SF/PF (プット) 週ごと 1SC/5SC (コール)、1SP/5SP (プット)	暦月 BP/CP (コール)、BP/PP (プット) 週ごと 1BC/5BC (コール)、1BP/5BP (プット)
価格の最小変動幅	0.0001 (US \$12.50に相当) (注11)	0.0001 (US \$6.25に相当) (注11)
値幅制限	左に同じ	左に同じ
建玉制限	左に同じ	左に同じ
最終取引日	左に同じ	左に同じ
権利行使期間	左に同じ	左に同じ
自動権利行使	あり	あり
権利行使価格	0.01 (期近7限月は0.005) 刻み	0.01
2010年出来高	174,320枚	1,208,577枚
2011年出来高	306,134枚	735,630枚

商品名	Options on Australian Dollar Futures 豪ドル通貨先物オプション
取引開始	1988年1月
取引時間	左に同じ
取引単位	豪ドル通貨先物1取引単位 (A \$100,000)
上場限月	左に同じ
原商品	左に同じ
銘柄コード	暦月 KA (コール)、JA (プット) 週ごと 1AC/5AC (コール)、1AP/5AP (プット)
価格の最小変動幅	0.0001 (US \$10.00に相当)
値幅制限	左に同じ
建玉制限	全限月合計の買建と売建の差6,000万枚以上の 場合、建玉情報を報告 (注2)
最終取引日	左に同じ
権利行使期間	左に同じ
自動権利行使	あり
権利行使価格	当初0.01刻み (追加は0.005刻み)
2010年出来高	551,060枚
2011年出来高	946,663枚

2. シカゴ商品取引所 (CBOT)

(Chicago Board of Trade)

(1) 金利先物

商品名	30 Day Fed Funds Futures フェド・ファンド (30日) 先物
取引開始	1988年10月
取引時間	7:20a.m. - 2:00p.m. (月曜日～金曜日) GLOBEX 5:30p.m. - 4:00p.m. (日曜日～金曜日) 最終取引日 4:00p.m.まで
取引単位	US \$5,000,000
上場限月	暦月から36限月
銘柄コード	FF (GLOBEXはZQ)
価格の表示方法	100から翌日物Federal Funds rateの月間単純平均を引いた数値
価格の最小変動幅	0.005 (US \$20.835に相当) 直近限月は0.0025 (US \$10.4175に相当)
値幅制限	なし
建玉制限	全限月合計で買建と売建の差3,000枚の場合建玉情報を報告 (注1)
最終取引日	限月の最終営業日
最終決済方法	差金決済 (毎日の翌日物Federal Fund rateの限月中の平均に基づいた最も近似の1/2ペーシス・ポイント)
最終決済日	限月の最終営業日
2010年出来高	12,753,228枚
2011年出来高	12,306,131枚

商品名	Interest Rate Swap (Five-Year) Futures 金利スワップ (5年) 先物 (注2)
取引開始	2002年6月
取引時間	7:20a.m. - 2:00p.m. (月曜日～金曜日) GLOBEX 5:30p.m. - 4:00p.m. (日曜日～金曜日) 最終取引日 10:00a.m.まで
取引単位	US \$100,000
上場限月	3、6、9、12月の4限月
固定金利	4.00% (年2回利払い)
変動金利	3ヵ月LIBOR
銘柄コード	NG (GLOBEXはSA)
額面価格	100
価格の最小変動幅	1/64 (US \$15.625に相当)
値幅制限	なし
建玉制限	なし (5,000枚以上は報告要)
最終取引日	限月の第3水曜日の2ロンドン営業日前
最終決済方法	差金決済 (注3) (注4)
2010年出来高	1,039,064枚
2011年出来高	658,376枚

注1：取引目的、ヘッジ対象資産などについて報告します。

注2：7年物、10年物及び30年物も上場されています。商品概要は、スワップ5年物を原商品とする以外は10年物と同じです。

注3：最終決済価額計算式は、 $\$100,000 \times [4/r + (1-4/r) \times (1+0.01 \times r/2)^{-10}]$

ただし、 r は11:30a.m.のISDA (International Swaps and Derivatives Association) 指標レート。

注4：受渡決済が可能なものも上場されています。

(2) 金利先物オプション

商品名	30 Days Fed Funds Futures Options フェド・ファンド（30日）先物オプション
取引開始	2003年3月
取引時間	7:20a.m. - 2:00p.m.（月曜日～金曜日） GLOBEX5:30p.m. - 4:00p.m.（日曜日～金曜日）
取引単位	フェド・ファンド（30日）先物1取引単位 （US \$5,000,000）
上場限月	暦月から24限月
銘柄コード	FFC（コール）、FFP（プット） （GLOBEXはOZQ）
価格の最小変動幅	0.0025（US \$10.4175に相当）
値幅制限	なし
建玉制限	3,000枚以上の場合建玉情報を報告（注1）
最終取引日	限月の最終営業日
権利行使期間	アメリカン
自動権利行使	あり
権利行使価格	0.0625刻み（上下10ずつ） 0.1250刻み（上下5ずつ）
2010年出来高	6,666,619枚
2011年出来高	3,272,313枚

3. ICE Futures（旧ニューヨーク商品取引所（NYBOT））

通貨先物

商品名	Euro/Japanese Yen Futures ユーロ・日本円通貨先物
取引開始	2011年6月
取引時間	電子取引 8:00p.m. ～ 翌日5:00p.m.
取引単位	EUR125,000（注1）
上場限月	3、6、9、12月
銘柄コード	KEJ
価格の表示方法	1EUR当たりの日本円表示
価格の最小変動幅	0.005（625円に相当）
値幅制限	なし
建玉制限	なし
最終取引日	限月の第3水曜日の2営業日前
最終決済方法	受渡決済
最終決済日	限月の第3水曜日の2営業日前
2010年出来高	149,485枚
2011年出来高	111,413枚

通貨指数先物

商品名	US Dollar Index Futures 米ドル指数先物
取引開始	1985年11月
取引時間	電子取引 8:00p.m. ～ 翌日5:00p.m.
取引単位	US \$1,000×米ドル指数
上場限月	3、6、9、12月の4限月
銘柄コード	DX
価格の表示方法	米ドル指数
価格の最小変動幅	0.005（US \$5に相当）
値幅制限	なし
建玉制限	なし
最終取引日	限月の第3水曜日の2営業日前
最終決済方法	ユーロ、日本円、英ポンド、 カナダドル、スウェーデンク ローナ及びスイスフランの6通 貨（指数内のウェイトに応じ て）に対して受渡決済
最終決済日	限月の第3水曜日の2営業日前
2010年出来高	6,369,517枚
2011年出来高	7,751,270枚

注1：EUR1,000,000も上場されています。

4. NASDAQ OMX PHLX（旧フィラデルフィア証券取引所）

通貨オプション

商品名	U.S.Dollar settled Japanese Yen Currency Options 日本円通貨オプション（米ドル差金決済）	U.S.Dollar settled Euro Currency Options ユーロ通貨オプション（米ドル差金決済）
取引開始	2007年8月	2007年1月
取引時間	9:30a.m. - 4:00p.m.	左に同じ
取引単位	1,000,000円	EUR10,000
上場限月	3、6、9、12月及びその他の月の直近2限月	左に同じ
銘柄コード	XDN	XDE
価格の最小変動幅	0.01（US \$1.00に相当）	0.01（US \$1.00に相当）
値幅制限	なし	なし
建玉制限	60万枚	120万枚
最終取引日	限月の第3金曜日	左に同じ
権利行使期間	ヨーロッパ	左に同じ
権利行使価格	0.005	0.5
最終決済方法	最終取引日の12:00正午のニューヨーク連銀 の買いレートに基づく米ドルによる差金決 済	左に同じ
オプション消滅日	限月の第3金曜日の次の土曜日	左に同じ
2010年出来高	54,942枚	255,870枚
2011年出来高	20,687枚	290,951枚

5. TMX

(TMX)

(1) 金利先物

商品名	Three-month Canadian Bankers' Acceptance Futures カナダBA手形（3ヵ月）先物
取引開始	1988年4月
取引時間	6:00a.m. - 7:45a.m. 8:00a.m. - 3:00p.m. 3:09p.m. - 4:00p.m. 最終取引日10:00a.m.まで
取引単位	額面C \$1,000,000のBA手形 (3ヵ月)
上場限月	3、6、9、12月及びその他の月の 直近2限月
銘柄コード	BAX
価格の表示方法	100から年利率（%）を引いた 数値
価格の最小変動幅	0.01（C \$25.00に相当） 期近3限月は0.005（C \$12.50に 相当）
値幅制限	なし
建玉制限	先物とオプション合計で全限 月のネットの建玉107,735枚 (イン・ザ・マネー・オプション のオプションは1先物相当 枚、アット及びアウト・オブ・ ザ・マネーは0.5先物相当枚)
最終取引日	限月の第3水曜日の2ロンドン 営業日前（注）
最終決済方法	差金決済
2010年出来高 2011年出来高	13,698,870枚 20,865,769枚

(2) 金利先物オプション

商品名	Options on Three-month Canadian Bankers' Acceptance Futures カナダBA手形（3ヵ月）先物 オプション
取引開始	1994年4月
取引時間	6:00a.m. - 7:45a.m. 8:00a.m. - 3:00p.m. 3:09p.m. - 4:00p.m. 最終取引日10:00a.m.まで
取引単位	カナダBA手形（3ヵ月）先物 1取引単位（C \$1,000,000）
上場限月	3月、6月、9月、12月の4限月。 ミッドカーブ・オプション（1 年及び2年）は、3、6、9、12 月の4限月及びその他の月の2 限月。
原商品	通常のオプションは同じ限月 の先物。四半期限月のミッド カーブ・オプションは1年後又 は2年後を限月とする先物。そ の他の月のミッドカーブ・オ プションはその限月直後の四 半期限月から1年又は2年後を 限月とする先物。
銘柄コード	OBX
価格の最小変動幅	0.005（C \$12.50に相当）
値幅制限	なし
建玉制限	先物を参照
最終取引日	限月の第3水曜日の2ロンドン 営業日前（注）
権利行使期間	アメリカン
自動権利行使	あり
権利行使価格	0.125刻み
2010年出来高 2011年出来高	349,675枚 635,046枚

注：ロンドン営業日は、ロンドン市の銀行の営業日をいいます。

6. BM&F BOVESPA

(1) 通貨先物

商品名	U.S.Dollar Futures 米ドル先物
取引開始	1987年4月
取引時間	9:00a.m. - 6:00p.m.
取引単位	US \$50,000
上場限月	暦月
銘柄コード	DOL
価格の表示方法	US \$1,000当たりのBRL表示
価格の最小変動幅	US \$1,000当たり0.001 (BRL50に相当)
値幅制限	5%
建玉制限	1万枚又は限月当たりの全建玉 の20%のどちらか大きい方
最終取引日	限月の前月の最終営業日
最終決済方法	差金決済
最終決済日	限月の最初の営業日
2010年出来高 2011年出来高	82,453,621枚 86,167,955枚

(2) 通貨先物オプション

商品名	U.S.Dollar Options on Futures 米ドル先物オプション
取引開始	1998年7月
取引時間	9:00a.m. - 6:00p.m.
取引単位	米ドル先物1取引単位 (US \$50,000)
上場限月	暦月
原商品	米ドル先物
銘柄コード	DOL
価格の最小変動幅	US \$1,000当たり0.001 (BRL0.10に相当)
値幅制限	なし
建玉制限	限月当たりの全建玉の20% 又 は2,500枚のいずれか大きい方
最終取引日	限月の前月の最終営業日
権利行使期間	ヨーロピアン
自動権利行使	なし
権利行使価格	US \$1,000当たりBRL25
2010年出来高 2011年出来高	24,170,975枚 11,136,468枚

7. エヌワイエスイーライフ (NYSE Liffe)

(1) 金利先物-1

商品名	Three Month Sterling (Short Sterling) Interest Rate Futures 英ポンド金利 (3 ヶ月) 先物	Three Month EURIBOR Interest Rate Futures EURIBOR金利 (3 ヶ月) 先物
取引開始	1982年11月	1998年12月
取引時間	7:30a.m. - 6:00p.m. 最終取引日11:00a.m.まで	1:00a.m. - 6:00a.m. 7:00a.m. - 9:00p.m. 最終取引日10:00a.m.まで
取引単位	BP500,000	EUR1,000,000
上場限月	3、6、9、12月の26限月及びその他の月の2 限月	3、6、9、12月の28限月及びその他の月の6 限月
銘柄コード	L	I
価格の表示方法	100から年利率 (%) を引いた数値	左に同じ
価格の最小変動幅	0.01 (BP12.50に相当)	0.005 (EUR12.50に相当)
値幅制限	なし	なし
建玉制限	なし	なし
最終取引日	限月の第3水曜日	限月の第3水曜日2営業日前
最終決済方法	差金決済 (最終取引日11:00a.m.のBBA LIBORを基準)	差金決済 (最終取引日10:00a.m.のEBF EURIBORを基準)
最終決済日	最終取引日の翌営業日	左に同じ
2010年出来高 2011年出来高	112,944,490枚 115,586,702枚	248,504,960枚 241,950,875枚

EBF EURIBORは、European Bankers Federation Euribor Offered Rateの略称です。

BBA LIBORは、British Bankers' Association London Interbank Offered Rateの略称です。

注：a. 金融取が提携市場デリバティブ取引として指定しています。

b. Liffeで行われた取引については、その建玉はLiffeにおける取引分類に応じて約定価格又はLiffeの清算価格で金融取に移管され、原則としてLiffeには建玉は残りません。

c. 金融取に移管された建玉は、証拠金の差入れや決済について、金融取で行われた取引の建玉と同様に取り扱われます。

商品名	Three Month Euro Swiss Franc (Euroswiss) Interest Rate Futures ユーロスイスフラン金利（3 ヲ月）先物	Three Month Euroyen (Tibor) Interest Rate Futures ユーロ円TIBOR（3 ヲ月）先物（注）
取引開始	1991年2月	1996年4月
取引時間	7:30a.m. - 6:00p.m. 最終取引日11:00a.m.まで	7:00a.m. - 4:00p.m. 8:00a.m. - 4:00p.m.（ロンドン夏時間）
取引単位	SF1,000,000	100,000,000円
上場限月	3、6、9、12月の12限月	左に同じ
銘柄コード	S	J
価格の表示方法	左に同じ	左に同じ
価格の最小変動幅	0.01（SF25.00に相当）	0.005（1,250円に相当）
値幅制限	なし	なし
建玉制限	なし	なし
最終取引日	限月の第3水曜日2営業日前	金融取の最終取引日（限月の第3水曜日の2 営業日前）の2Liffeの営業日前
最終決済方法	差金決済（最終取引日11:00a.m.のBBA LIBORを基準）	差金決済
最終決済日	左に同じ	金融取の最終決済日に同じ
2010年出来高	7,179,251枚	—
2011年出来高	8,233,176枚	—

(1) 金利先物-2

商品名	Two Year Euro Swapnote Futures ユーロ・スワップノート（2 年）先物	Five Year Euro Swapnote Futures ユーロ・スワップノート（5 年）先物	Ten Year Euro Swapnote Futures ユーロ・スワップノート（10 年）先物
取引開始	2001年3月	左に同じ	左に同じ
取引時間	7:00a.m. - 6:00p.m. 最終取引日10:00a.m.	左に同じ	左に同じ
取引単位	EUR100,000	左に同じ	左に同じ
上場限月	3、6、9、12月の2限月	左に同じ	左に同じ
固定金利	6.00%（年1回利払い）	左に同じ	左に同じ
変動金利	EURIBOR	左に同じ	左に同じ
銘柄コード	TWS	O	P
額面価格	100	左に同じ	左に同じ
価格の最小変動幅	0.005（EUR5.00に相当）	0.01（EUR10.00に相当）	左に同じ
値幅制限	なし	なし	なし
建玉制限	なし	なし	なし
最終取引日	実行日の2営業日前	左に同じ	左に同じ
実行日	限月の第3水曜日	左に同じ	左に同じ
最終決済方法	想定元本及び想定金利を ISDA指標スワップレートか ら算出する割引率で割り引 いて算出する現在価値に基 づく差金決済	左に同じ	左に同じ
2010年出来高 2011年出来高	392,976枚 357,849枚	254,717枚 220,966枚	78,536枚 77,825枚

ISDAは、International Swap and Derivatives Associationの略称です。

(2) 金利先物オプション

商品名	Option on Three Month Sterling (Short Sterling) Futures 英ポンド金利 (3 ヶ月) 先物オプション	Option on Three Month EURIBOR Futures EURIBOR (3 ヶ月) 先物オプション
取引開始	1987年11月	1999年1月
取引時間	7:32a.m. - 6:00pm. 最終取引日11:00a.m.まで	7:02a.m. - 6:00pm. 最終取引日10:00a.m.まで
取引単位	英ポンド金利 (3 ヶ月) 先物1取引単位 (BP500,000)	EURIBOR (3 ヶ月) 先物1取引単位 (EUR1,000,000)
上場限月	3、6、9、12月の8限月及びその他の月の2限月。 ミッドカーブ・オプションは、3、6、9、12月の4限月及びその他の月の2限月。	3、6、9、12月の8限月及びその他の月の4限月。 ミッドカーブ・オプション (1年及び2年) は、3、6、9、12月の4限月及びその他の月の2限月。
原商品	オプション限月以後直近の3、6、9、12月を限月とする先物。 オプション限月以後直近の3、6、9、12月から1年後を限月とする先物 (ミッドカーブ・オプション)	左に同じ
銘柄コード	L	I
価格の最小変動幅	0.005 (BP6.25に相当)	0.005 (EUR12.50に相当)
値幅制限	なし	なし
最終取引日	英ポンド金利 (3 ヶ月) 先物の最終取引日に同じ	EURIBOR (3 ヶ月) 先物の最終取引日に同じ
オプション料授受の時期	権利行使日の翌営業日又は権利行使期間満了日	左に同じ
権利行使期間	アメリカン	左に同じ
自動権利行使	あり	あり
権利行使価格	0.25 (3、6、9、12月の直近4限月は0.125) 刻み	左に同じ
2010年出来高 2011年出来高	26,157,563枚 21,575,685枚	121,077,679枚 126,535,338枚

8. ユーレックス (Eurex)

金利先物

商品名	Three-Month EURIBOR Futures EURIBOR (3 ヶ月) 先物
取引開始	1998年9月
取引時間	8:00a.m. - 7:00p.m. 最終取引日11:00a.m.まで
取引単位	EUR1,000,000
上場限月	3、6、9、12月の20限月
銘柄コード	FEU3
価格の表示方法	100から年利率(%)を引いた数値
価格の最小変動幅	0.005 (EUR12.50に相当)
値幅制限	なし
建玉制限	なし
最終取引日	限月の第3水曜日の2営業日前
最終決済方法	差金決済(最終取引日11:00a.m.のEURIBOR EBF/ACIを基準)
最終決済日	最終取引日の翌営業日
2010年出来高	267,985枚
2011年出来高	125,557枚

9. シンガポール取引所デリバティブ市場 (SGX-DT)

(Singapore Exchange Derivatives Trading)

金利先物

商品名	Three-Month Euroyen TIBOR Futures ユーロ円TIBOR (3 ヶ月) 先物 (注1) (注2)
取引開始	1989年10月
取引時間	7:40a.m. - 7:05p.m. 8:00p.m. - 2:00a.m. 最終取引日10:00a.m.まで
取引単位	100,000,000円
上場限月	3、6、9、12月 (最長5年)
銘柄コード	EY
価格の表示方法	100から年利率(%)を引いた数値
価格の最小変動幅	0.005 (1,250円に相当)
値幅制限	なし
建玉制限	なし (全限月合計の買建と売建の差1万枚以上の場合、建玉情報を報告) (注3)
最終取引日	限月の第3水曜日の2金融取営業日前
最終決済方法	差金決済 (最終決済価格は、金融取のユーロ円3 ヶ月金利先物と同じ)
最終決済日	限月の第3水曜日
2010年出来高	85,840枚
2011年出来高	59,250枚

注1: CMEとの相互決済制度対象商品です。

注2: 最終決済価格がLIBORに基づくユーロ円LIBOR (3 ヶ月) 先物も上場されています。

注3: 取引目的、ヘッジ対象資産などについて報告します。

10. 香港先物取引所（HKFE）

（Hong Kong Futures Exchange）

金利先物

商品名	Three-Month HIBOR Futures HIBOR（3 ヲ月）先物
取引開始	1997年9月
取引時間	8:30a.m. - 12:00a.m. 1:30p.m. - 5:00p.m. 最終取引日11:00a.m.まで
取引単位	HK \$5,000,000
上場限月	当月から2暦月の2限月及び3、6、9、12月の7限月
銘柄コード	HB3
価格の表示方法	100から年利率（％）を引いた数値
価格の最小変動幅	0.01（HK \$125.00に相当）
値幅制限	なし
建玉制限	なし
最終取引日	限月の第3水曜日の2営業日前
最終決済方法	差金決済
最終決済日	限月の第3水曜日
2010年出来高	1,055枚
2011年出来高	414枚

HIBORはHong Kong Interbank Offered Rateの略称です。

11. ASX 24（シドニー先物取引所（SFE））

ASX 24（Sydney Futures Exchange）

（1）金利先物

商品名	Australian 90 Day Bank Accepted Bill Futures オーストラリアBA手形（90日）先物	Interbank Overnight Cash Rate（30Day）Futures 30日銀行間オーバーナイト金利先物	ASX NZ 90 Day Bank Bill Futures ASXニュージーランドBA手形（90日）先物（注1）
取引開始	1979年10月	2003年8月	1986年12月
取引時間	5:08p.m.－7:00a.m. 8:28a.m.－4:30p.m. 最終取引日12:00a.m.まで	5:14p.m.－7:30a.m. 8:34a.m.－4:30p.m. 最終取引日4:30p.m.まで	5:40p.m.－7:00a.m. 8:30a.m.－4:30p.m. 最終取引日12:00a.m.まで （ニュージーランド時間）
取引単位	額面A \$1,000,000のBA手形（90日）	A \$3,000,000	NZ \$1,000,000
上場限月	3月、6月、9月、12月から20限月	暦月から18限月	3、6、9、12月の12限月
銘柄コード	IR	IB	BB
価格の表示方法	100から年利率（％）を引いた数値	左に同じ	左に同じ
価格の最小変動幅	0.01％（約A \$24.00に相当）	0.005％（約A \$12.33に相当）	0.01％（約NZ \$24.00に相当）
値幅制限	なし	なし	なし
建玉制限	清算会員のNTAの2倍まで	清算会員のNTAの2倍まで	清算会員のNTAの2倍まで
最終取引日	最終決済日の1営業日前	限月の最終営業日	限月9日より後の最初の水曜日
最終決済方法	受渡決済（オーストラリアの銀行などが発行する決済日後85-95日間で満期となる額面A \$100,000を10枚又はA \$500,000を2枚又はA \$1,000,000を1枚のBA手形又は電子BA手形（EBA）、譲渡性預金（NCD）又は電子NCD（ECD））	差金決済（オーストラリア準備銀行が毎日公表する銀行間翌日物金利の限月中の平均数値に基づく）	3ヵ月物FRA決済レートに基づく決済価格（注2）に基づく差金決済
最終決済日	限月の第2金曜日	最終取引日の2営業日後	最終取引日の翌営業日
2010年出来高	17,910,061枚	5,214,205枚	1,426,513枚
2011年出来高	22,391,055枚	6,296,489枚	2,018,667枚

FRAは、forward rate agreementの略称です。

NTAは、Net Tangible Assetsの略です。

注1：2004年3月にニュージーランド先物オプション取引所（NZFOE）からSFEに移管されました。

注2： $1,000,000 \times 365 / [365 + (P \times 90 / 100)]$ ただしPは年利率で表示された決済レート。

(2) 金利先物オプション

商品名	Options on Australian 90 Day Bank Accepted Bill Futures オーストラリアBA手形（90日）先物オプション
取引開始	1985年5月
取引時間	5:08p.m. ～ 7:00a.m. 8:28a.m. ～ 4:30p.m. 最終取引日12:30p.m.まで
取引単位	BA手形（90日）先物1取引単位 (A \$1,000,000)
上場限月	3月、6月、9月、12月から6限月
銘柄コード	IR
価格の表示方法	年利率（0.005%刻み）
価格の最小変動幅	0.005%（約A \$12.00に相当）
値幅制限	なし
建玉制限	清算会員のNTAの2倍まで
最終取引日	原商品の決済日の前週の金曜日
権利行使期間	アメリカン（期日は最終取引日の取引終了時）
自動権利行使	あり
権利行使価格	0.125%刻み
2010年出来高	40,840枚
2011年出来高	53,602枚

12. 韓国取引所（KRX）

(Korea Exchange)

通貨先物

商品名	U.S. dollar Futures 米ドル通貨先物
取引開始	1999年4月
取引時間	9:00a.m. - 3:15p.m. 最終取引日11:30a.m.まで
取引単位	US \$10,000
上場限月	6連続暦月及びそれに続く2四半期限月合わせて8限月
銘柄コード	UD
価格の表示方法	1US\$当たりの韓国ウォン表示
価格の最小変動幅	0.1（KRW1,000に相当）
値幅制限	なし
建玉制限	必要な場合に設定
最終取引日	限月の第3月曜日
最終決済方法	受渡決済
最終決済日	限月の第3月曜日の2営業日後
2010年出来高	64,256,678枚
2011年出来高	70,212,467枚

13. モスクワ銀行間通貨取引所

(Moscow Interbank Currency Exchange)

通貨先物

商品名	U.S. Dollar Futures 米ドル通貨先物
取引開始	2000年11月
取引時間	10:40a.m. - 7:00p.m.
取引単位	US \$1,000
上場限月	6暦月及び3、6、9、12月から2限月
銘柄コード	FSUSD
価格の表示方法	1US \$当たりのRUB表示
価格の最小変動幅	1US \$当たり0.0001 (RUB0.1に相当)
建玉制限	50万枚
最終取引日	限月の15日
最終決済方法	12:00p.m.から12:30p.m.のUSDRUB_TOMの加重平均値での差金決済
2010年出来高	10,117,886枚
2011年出来高	5,614,719枚

14. ロシア取引システム証券取引所

(Rossia Trading System Stock Exchange)

通貨先物

商品名	U.S. Dollar/Russian Ruble Futures 米ドル・ロシアルーブル先物
取引開始	2010年7月
取引時間	10:00a.m. - 6:45p.m. ; 7:00p.m. - 11:50p.m.
取引単位	US \$1,000
上場限月	3、6、9、12月から5年間
銘柄コード	SI
価格の表示方法	1,000US \$当たりのRUB表示
価格の最小変動幅	US \$1当たり0.001 (RUB1に相当)
値幅制限	なし
最終取引日	限月の15日の前取引日
最終決済方法	Interfaxが公表するUSD/RUB_UTS_TOMでの差金決済
2010年出来高	81,122,195枚
2011年出来高	206,820,695枚

本概要はご参考のために2012年11月現在で作成したものであり、商品内容や取引方法の詳細については各取引所の説明書等によりご確認ください。

参考資料：各取引所のContract Specifications等

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町 1 - 3
NBF小川町ビルディング

一般社団法人 **金融先物取引業協会**

TEL (03) 5280-0881 (代)

FAX (03) 5280-0895

URL <http://www.ffaj.or.jp/>

本書は、投資や運用等の助言を行うものではありません。本書の
全部または一部を転用複写する場合は、当協会までご照会ください。

